

第2次

# 飯豊町地域福祉計画 飯豊町地域福祉活動計画



2020年度～2024年度(5ヶ年計画) / 2020年3月策定

飯 豊 町

社会福祉  
法 人

飯豊町社会福祉協議会

# 目次

あいさつ

飯豊町長

後藤 幸平

飯豊町社会福祉協議会会長  
地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員長

伊藤 榮造

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	4
2 地域福祉をめぐる動向 .....	5
(1) 介護保険制度改正関連 .....	5
(2) 改正社会福祉法関連 .....	5
(3) 総合的な権利擁護関連 .....	6
(4) 社会福法人制度関連 .....	6
(5) 飯豊町 SDGs 未来都市の取り組み関連 .....	7
3 計画の位置付け .....	8
4 計画の期間 .....	11
5 計画策定方法 .....	12
<b>第2章 飯豊町の現状と取り組み</b> .....	<b>15</b>
1 飯豊町の現状と推移 .....	16
2 これまでの計画の取り組み .....	24
3 新しい計画策定に向けた課題整理 .....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 基本理念 .....	32
2 基本的な視点 .....	33
3 基本目標 .....	34
4 計画の体系 .....	35
(1) 地域福祉計画の構成 .....	35
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図 .....	36
5 地域福祉推進のために必要な圏域の考え方 .....	37
(1) 圏域ごとの福祉的取り組み「現在の姿」 .....	38
(2) 圏域ごとの福祉的取り組み「5年後の姿」 .....	39
<b>第4章 地域福祉計画</b> .....	<b>41</b>
1 人づくり .....	42
(施策1) 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進 .....	42
(施策2) 地域福祉活動の担い手となる人材の育成 .....	43
(施策3) 地域住民・ボランティア等の地域福祉に関する活動への支援 .....	46

2	仕組みづくり	48
	（施策1）地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進	48
	（施策2）地域福祉活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり	49
3	環境づくり	52
	（施策1）地域住民に対する相談支援体制の整備	52
	（施策2）必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立	54
	（施策3）権利擁護や成年後見制度の推進	57
	（施策4）防犯・防災等の安全なまちづくりの推進	59
4	関係づくり	61
	（施策1）保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進	61
	（施策2）見守り・支援体制の充実	63
	（施策3）複合化した地域課題を解決するための体制づくり	67

## 第5章 地域福祉活動計画.....69

1	福祉に携わる人を増やす・支える人を支える	70
	（強化項目1）福祉・介護人材不足の解消	71
	（強化項目2）地域福祉活動の担い手の育成	72
	（強化項目3）福祉教育の推進と充実	73
	（強化項目4）災害ボランティアの推進	74
	（強化項目5）介護予防の取り組みの推進	75
	（強化項目6）高齢者の心と体の健康増進	76
2	地域に助け合いを増やす・信頼と満足のある福祉を築く	77
	（強化項目7）地域におけるアクションプランの推進	78
	（強化項目8）家族介護者への支援	79
	（強化項目9）地域福祉を支える財源の確保	80
	（強化項目10）共助・公助による地域除雪の取り組み推進	81
	（強化項目11）単身高齢者等を対象とした支援の拡充	82
	（強化項目12）高齢者等における適切な「住」の確保	83
3	魅力的な福祉をつくる・安心できる暮らしを追求する	84
	（強化項目13）総合的な相談支援体制の充実	85
	（強化項目14）成年後見ニーズへの適切な対応	86
	（強化項目15）認知症予防の強化及び早期発見	87
	（強化項目16）生活困窮者への早期介入	88
	（強化項目17）障がいのある方にとって暮らしやすい環境づくりの推進	89
	（強化項目18）交通弱者等に対する移動支援の充実	90
4	不安や困難を予防する・しあわせを繋ぐ	91
	（強化項目19）地域での孤立を見逃さない仕組みづくり	92
	（強化項目20）虐待の防止と支援体制の確立	93

(強化項目 21) こども・子育て家庭への福祉的支援の展開 .....	94
(強化項目 22) 消費者被害の防止・事故防止の強化 .....	95

## 第6章 計画の推進にむけて.....97

1 協働による計画の推進体制.....	98
(1) 住民の役割.....	98
(2) 地域で活動する組織や団体の役割.....	98
(3) 福祉サービス提供事業者の役割.....	98
(4) 社会福祉協議会の役割.....	99
(5) 社会福祉法人の役割.....	99
(6) 行政の役割.....	99
2 計画の活かし方.....	102
(1) 計画の普及・広報.....	102
(2) 計画の進行管理.....	102
(3) 計画の実効性を担保するための財源確保.....	103

## 資料編.....105

1 計画策定組織.....	106
(1) 飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	106
(2) 飯豊町地域福祉活動計画策定委員会設置要領.....	108
(3) 策定委員会委員・アドバイザー名簿.....	109
2 計画の策定経過.....	110
3 調査研究活動の概要.....	112
(1) 集落ワークショップの開催.....	112
(2) 広げようサロンの輪サミットの開催.....	113
(3) 町内社会福祉法人による研修会及び情報交換会の開催.....	113
(4) 在宅介護者の集いの開催.....	114
(5) 秋田県・湯沢市社会福祉協議会の先進地視察.....	114

# 町長あいさつ



飯豊町では、平成26年3月に飯豊町地域福祉計画を策定し、「支え合い、助け合いを基調に、すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう住民等との協働のもとに地域福祉を推進すること」を目的に取り組んでいます。

この間、地域社会の変化に伴いさまざまな生活課題が増え続け、住民の福祉に対する考え方や要望も年々複雑、多様化し、これまでの公的な施策や既存の体制では、支えきれない問題も多くなってきました。

現在、本町のまちづくり計画の最上位計画となる「第5次飯豊町総合計画」の策定を進めています。「第4次飯豊町総合計画」で目指した、「家族やコミュニティといった社会を構成する基礎を重要視し、人々の相互扶助や支え合いの精神を大切にしながら人との共生の視点から、心の豊かさと人のつながりが感じられるまちづくり」を基本に、飯豊らしさとは何か、自分たちが住む町は将来どんな町でありたいかを、住民の皆さんと共に考えながら策定に取り組んでいるところです。

また、本町は、平成30年6月、SDGs未来都市に選定されました。SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国193ヶ国が2030年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。世界の誰一人として取り残さないことを誓い、すべての国が取り組む全世界的な目標です。本計画においてもSDGsの理念を反映し、全ての住民に健康と福祉が享受されることを目指し策定したところです。

本計画は、飯豊町における課題を再度整理し、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関・団体、サービス提供事業者等が連携、協働し、課題解決に取り組むことを目指し、飯豊町が策定する「第2次地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する、5年後の目指すべき姿を描いた「第2次地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

人々の暮らしや社会構造の変化、前述の課題を抱えながらも、地域住民等が支え合うことにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らし、信頼・安心・生きがいのある地域を作っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、福祉施策を推進してまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました住民の皆様や関係団体の皆様、ご協力を賜りました多くの皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

飯豊町長 後藤 幸平

# 社会福祉協議会長あいさつ



平素は、飯豊町社会福祉協議会の諸事業に対し、あたたかいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。平成 27 年 3 月に策定した「第1次飯豊町地域福祉活動計画」より 5 年が経過しました。

この間、「ひとり一人の生に光をあて 幸せを実感できる暮らしづくり」をスローガンに掲げ、住民の皆様や地域福祉関係者、福祉団体の方々との幅広い協働を築きながら、さまざまな福祉の取り組みを進め、新たな助け合いを創造してまいりました。

解決が難しい課題に対して、社協は、「どうにかならないものか」「何とか力を貸してほしい」と周囲に呼びかけ、集まりや対話を通じて、「住民主体・利用者本位」への理解や地域福祉の奥深さを皆様に知っていただけたことが、これからの社協活動に大いに生きてくるはずです。

一方、少子化だけでなく転出による人口減、核家族化の進行、生活様式の変化などを背景として、地域活動の担い手の問題、制度の狭間におかれる方への支援の問題、更には未婚者の問題などの新しい福祉課題が顕在化しております。また、近年では、法律施行や制度改正などが行われ福祉を取り巻く環境も目まぐるしく変化し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進がこれまで以上に注目を浴びております。

このたび、「第2次飯豊町地域福祉活動計画」の策定にあたり、各種調査をはじめ、主催事業や関係機関団体の会合に職員が出席し、課題の吸い上げを丁寧に行わせていただいたわけですが、正直、これからの福祉の先行きがつかめないうちで、策定自体が大変難しいものとなりました。

不確実な将来を見据えながら、これまで通り継承する取り組みであっても「発展的に継続すること」「形は同じでも味を変えてみる」として、「将来のまちの福祉はこうあってほしい」という願いと考え方に基づき、試行錯誤の末、完成までたどり着くことができました。

誰一人取り残さない次の時代を映し出す「新・地域福祉計画・地域福祉活動計画」に込める思いを多くの皆様に伝えていくことが社会福祉協議会の使命であり、わたし達が描く「5年後の姿」の実現にむかって、拓かれた協働を意識しながら着実に取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉関係者の皆様、策定委員・アドバイザーの方々に心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会  
会 長 伊 藤 榮 造

# 第1章 計画の策定にあたって

---

# 1

## 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行や核家族化、独居又は高齢者のみ世帯の増加など家族形態の変化などにより、家族の支え合いや近所づきあいが全国的に希薄化しています。

飯豊町は、親世代から続いてきた住民同士のつながりが強く、住民自治組織の活動をはじめ、老人クラブや、子ども会などの地域を基盤とした活動、集まりが積極的に行なわれている一方で、人口減少や少子高齢化の進展などが、大きな課題としてとらえられてきました。

そこで、地域住民が主体となり住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、平成26年3月に「飯豊町地域福祉計画」を策定、翌年3月には、社会福祉協議会が「飯豊町地域福祉活動計画」を策定し、住民主体を基調とした福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、5年が経過する中で、地域社会の変化に伴いさまざまな生活課題が増え続け、住民の福祉に対する考え方や要望も年々複雑、多様化し、これまでの公的な施策や既存の体制では、支えきれない問題も多くなってきました。

さらには、平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくとされたことが大きな柱となっています。

本町においても、人口の減少と高齢化が同時に、かつ急速に進行しており、平成31年3月末現在において総人口が7,082人、高齢化率が36.3%となっており、5年前と比較すると人口が736人減少した一方で、一人暮らし高齢者数は急激に増加し、家族形態だけでなく地域雇用の問題、さらには集落団体のあり方にも少しずつ変化が見られています。

このような情勢を踏まえ、一人の生活課題を地域全体の課題として受け止め、住民が手を携えて地域づくりに参加できるようにするための具体的な計画策定が待たれることから、飯豊町における福祉課題を再度整理し、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関・団体、サービス提供事業者等が連携、協働し、課題解決に取り組むことを目指し、飯豊町における新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することといたしました。

## 2

# 地域福祉をめぐる動向

## (1) 介護保険制度関連

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正では、団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようになるため、市町村が中心となって、その地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を作り上げていくこととなりました。

また、平成 30 年 4 月の改正では、「地域共生社会」の実現に向けて、市町村が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や地域生活課題に関する連絡体制の整備を行うことが示され、障がい者が高齢になり介護保険の被保険者となった際に、これまでサービス提供を受けていた障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所としての指定を受けていない場合、これまでとは別のサービス事業所を利用しなければならない課題に対し、介護保険サービスの一類型として新たに「共生型サービス」を設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しが行われました。

### 【地域に求められる役割】

- ☞ 住民主体、ボランティア・NPO、民間企業などの多様な活動主体による生活支援サービスの提供
- ☞ 共に支え合うための高齢者の社会参加の場づくり
- ☞ 住民や関係機関・団体などの参画による地域における支え合いの体制づくり
- ☞ 高齢・障がい・子育て分野等における人・物・場・財源等の共用及びネットワーク連携

## (2) 改正社会福祉法関連

平成 30 年 4 月に改正された社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)では、地域共生社会を実現するため、「地域福祉推進の理念」「市町村における包括的な支援体制づくり」「地域福祉計画の充実」が規定されました。

地域福祉推進の理念では、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決を図ることが規定されました。

また、社会福祉法においては、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、地域における福祉の上位計画として位置づけることとなりました。

**【地域に求められる役割】**

- ☞ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備
- ☞ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動への支援
- ☞ 他機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

### **(3) 総合的な権利擁護関連**

認知症高齢者の増加、知的障がいや精神障がいのある方などの地域生活移行が推進される中で、判断能力が十分でない方々に対して生活支援を行うためには、地域において権利擁護に対する理解促進や支援体制づくりが必要となります。

**【地域に求められる役割】**

- ☞ 地域生活に移行する権利擁護が必要な対象者への理解促進
- ☞ 権利擁護センターや後見支援センターなどの専門機関又は中核機関などと連携した地域で見守る体制づくり

### **(4) 社会福祉法人制度改革関連**

平成 28 年 4 月の社会福祉法人改革では、全ての社会福祉法人に対して、日常生活または社会生活上の支援を必要としている者に対して、無料または低額な利用金で福祉サービスの提供を行う「地域における公益的な取り組み」を実施する責務が位置づけられました。地域の実情に応じた様々な取り組みを行うには、地域の社会福祉法人・関係団体との話し合いを通じた検討が理想となります。

**【地域に求められる役割】**

- ☞ サービスの開発に向けた関係団体等との話し合いによる地域ニーズの把握
- ☞ 社会福祉法人制度の狭間にある支援等の開発
- ☞ 地域住民にとってより効果的な福祉活動が展開できるよう社会福祉法人との連携強化

## (5) 飯豊町 SDGs未来都市の取り組み関連

SDGs は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国 193ヶ国が 2030年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための 17のゴールと 169のターゲットから構成されています。世界の誰一人として取り残さないことを誓い、すべての国が取り組む全世界的な目標です。本町は、平成 30年6月、全国で 29の自治体の一つとして、SDGs 未来都市に選定されました。

これまで行ってきた地域づくりが、SDGs の理念や目標と方向性を同じくしていることが認められたものであり、本計画においても、SDGs の考え方を取り入れていくものです。

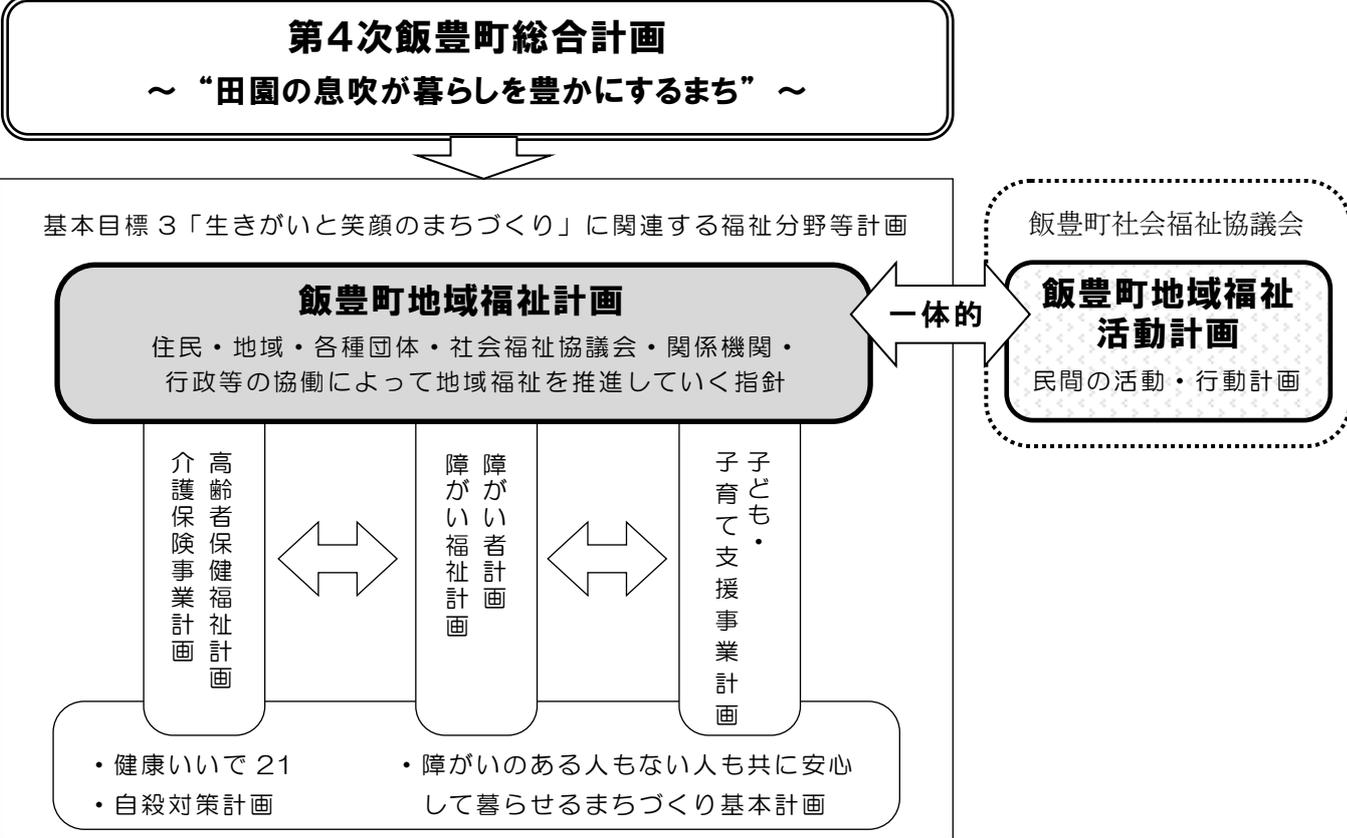
### 【地域の求められる役割】

☞ 「本町の誰一人として取り残さない」体制の構築

# 3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法に基づく行政計画である「飯豊町地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「飯豊町地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

両計画は、「飯豊町総合計画」を上位計画とし、地域を基盤とした福祉を推進するための関連計画と整合性を図りながら、地域福祉の理念を定め、具体的な取り組みの方針を表します。



## (1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

さらに、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当)。

**社会福祉法に基づき  
策定する行政計画**

**地域福祉を推進する  
ための方向性を明確  
にする計画**

**個別の福祉計画では対応  
できない、横断的な取り  
組みを明確にする計画**

#### 《策定方針》

社会福祉法及びガイドライン等をもとに、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に関する施策等の動向も視野に入れながら、目指す方向性を確認します。

地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討にあたっては、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画や既存施策などの関連性を整理し、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などをもとに地域福祉計画の内容を調整します。

＜法的な位置づけ＞ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)〈抄〉 ※平成30年4月一部改正

第107条(市町村地域福祉計画)市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※(参考)第106条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他

の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、法律により義務化されたものではありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体に策定される「地域福祉活動計画」の役割が重要といわれており、両計画は一体化したものとして考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会を中心としながらも、地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものとの考えによるものです。

**社協や住民が主体的  
に取り組む事業を具  
体化した計画**

**地域福祉を推進する上で  
社協や自治組織、住民の  
基本指針となる計画**

**毎年の取り組みを明確  
にした計画**

### 《策定方針》

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画年度とする現計画「第1次地域福祉活動計画」においては、地域住民、福祉団体、福祉事業者等の地域福祉活動の方向性を包含し、先行して策定された「地域福祉計画」を十分意識した構成となっています。

新しい活動計画においては、「地域福祉計画」との一体的な策定を行うなかで、社会福祉協議会として向こう 5 年間における重点施策を明確に定めるほか、地域福祉推進事業の効果的な実施に力点を置いた計画づくりを目指すものであり、マンネリ化を打破し、活力ある社会福祉協議会を作っていくために、現状維持に満足することなく、向上心を助長する地域福祉活動計画を描くことが組織としての方針となります。

# 4 計画の期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は 2020 年度を初年度とし、目標年次 2024 年度までの 5 年間をひとつの期間とします。

策定された計画は、目標年次までに推進されているか、併せて、計画を実行したことによって、地域福祉の推進にどういった効果を上げることができたかを確認し、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 「地域福祉計画・地域福祉活動計画と各関連計画との目標期間の比較」

(西暦年度)	‘11	‘12	‘13	‘14	‘15	‘16	‘17	‘18	‘19	‘20	‘21	‘22	‘23	‘24	
山形県地域福祉推進計画（山形県）			第 3 期												
							策定	第 4 期							
飯豊町地域福祉計画（健康福祉課）			策定	現計画											
									策定	第 2 次					
飯豊町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）				策定	現計画							一体計画			
									策定	第 2 次					
飯豊町総合計画（企画課）			第 4 次												
									策定	第 5 次					
飯豊町高齢者保健福祉計画 飯豊町介護保険事業計画 （健康福祉課）	策定	第 5 期													
				策定	第 6 期										
							策定	第 7 期							
									策定	第 8 期					
飯豊町障がい者計画 飯豊町障がい福祉計画(健康福祉課)				策定	第 4 期										
							策定	第 5 期							
飯豊町子ども・子育て支援事業計画 （教育総務課）				策定	現計画										
									策定	第 2 期					
飯豊町次世代育成支援行動計画（教育総務課）	後期														

# 5 計画の策定方法

## (1) 計画内容の協議

### ①策定委員会

地域福祉の推進に向けた協議を行うために、住民自治組織、社会福祉団体、各種関係機関・団体、教育関係者等で構成する「飯豊町地域福祉計画策定委員会」並びに「飯豊町地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画内容の調整のための協議を行いました。

### ②作業部会

策定委員会への資料等の提供及び審議するための原案を事前に作成するために健康福祉課職員と社会福祉協議会職員の5名による作業部会を設置し、調査研究活動を実践しました。また、調査分析や統計資料の整理など、策定委員会での協議が円滑に行われるようにするための話し合いが随時行われました。

## (2) 福祉ニーズや課題の把握

### ①「住民の課題及び困りの声等」に関する調査

住民の地域福祉に関する意識や普段感じている不満や不安、生活課題を把握するために多くの関係機関、住民の代表から調査票への記入又は各種会議や情報交換会の場を利用した聞き取り調査を実施しました。

実施時期	令和元年9月20日～11月30日
調査名	計画策定のための課題抽出調査
対象者 (協力先)	① 計画策定委員 (7名) ② 関係機関団体 (3名) 老人クラブ、民生委員児童委員、身体障がい者団体の代表 ③ 社会福祉事業従事職員 (5名) 介護職員、保健師、介護支援専門員、その他社協職員2名 ④ 地域の高齢者 (18名) 集落ワークショップ参加者 ⑤ その他 (11名) 福祉サービス利用者、サロンリーダー、家族介護者等
方法	① ……自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収、 ②～⑤ ……会合等による情報収集、インタビュー調査等
回答数	全44件

## ②庁内関係課ヒアリング調査の実施

地域福祉関連施策や関係する事業を実施している庁内関係課（担当室）を対象に、現状での課題や今後の方向性等について聞き取りを行い、各計画との整合性が取れるように調整を行いました。

## ③パブリックコメントの実施

計画内容について、住民から寄せられた幅広い意見及び情報を考慮し、最終的な意思決定を行うために、令和2年2月28日（金）から同年3月10日（火）まで、計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



## 第2章 飯豊町の現状と取り組み

---

# 1

## 飯豊町の現状と推移

平成 31 年 3 月 31 日現在

項 目	数・率
人口	7,082 人
世帯数	2,359 世帯
出生数 ※平成 30 年 4 月～翌年 3 月	40 人
高齢者（65 歳以上）人口	2,576 人
高齢化率	36.3%
介護保険認定者数※31 年 4 月末日現在	498 人
身体障害者手帳所持者数	473 人
療育手帳所持者数	76 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	29 人
生活保護受給世帯数	41 人
災害時要援護者数（避難行動要支援者数）	184 人

### (1) 人口の推移

本町の総人口は、平成 27 年の 7,623 人から平成 31(令和元)年には、7,082 人と減少傾向となっています。年齢別にみると 65 歳未満は減少傾向になっているのに対し、65 歳以上は増加傾向となっており、高齢化率は、平成 31 年 3 月で 36.3%となっています。

各年 3 月 31 日現在

区 分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
総 人 口	(人)	7,623	7,507	7,380	7,248	7,082
15 歳未満	(人)	858	836	827	820	811
	(%)	11.2	11.1	11.2	11.3	11.4
15 歳以上 65 歳未満	(人)	4,228	4,119	3,998	3,866	3,695
	(%)	55.5	54.9	54.2	53.3	52.2
65 歳以上	(人)	2,537	2,552	2,555	2,563	2,576
	(%)	33.3	34.0	34.6	35.4	36.3

資料:飯豊町住民課

平成 27 年の総人口は総務省統計局が平成 28 年 10 月 26 日に公表した国勢調査結果によると 7,304 人と 5 年前と比べると▲8.0%の減少でした。今後 2015 年から 2045 年までにはさらに▲50.4%減少し、2045 年には約 3,600 人となるという予測が出ています。

## (2) 高齢化率の状況(地区別)

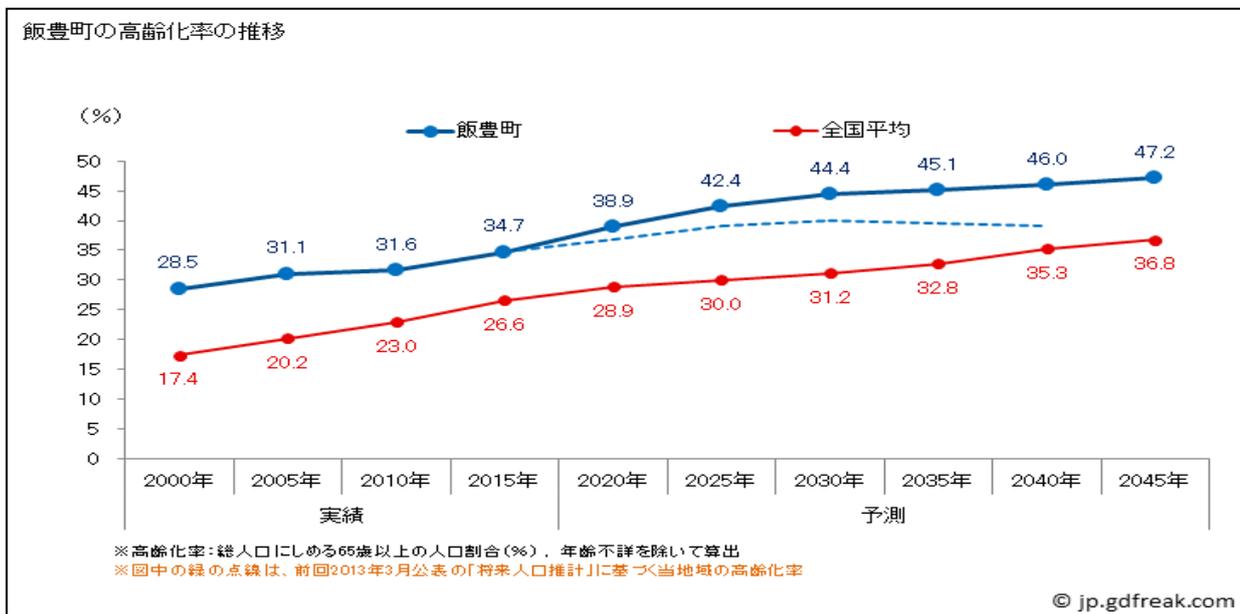
地区別に高齢化率をみると、横ばい若しくは増加傾向となっている地区が多く、最も高い地区は中津川地区で58.8%、最も低い地区は萩生地区で29.8%と差があります。

各年3月31日現在

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
中	総人口	973	957	948	934	909
	65歳以上人口	284	286	301	305	299
	高齢化率	29.2	29.9	31.8	32.7	32.9
萩生	総人口	1,739	1,708	1,694	1,667	1,623
	65歳以上人口	515	513	506	497	484
	高齢化率	29.6	30.0	29.9	29.8	29.8
黒沢	総人口	589	586	571	552	544
	65歳以上人口	193	197	199	203	212
	高齢化率	32.8	33.6	34.9	36.8	39.0
椿	総人口	1,190	1,195	1,189	1,172	1,155
	65歳以上人口	353	354	356	357	360
	高齢化率	29.7	29.6	29.9	30.5	31.2
松原	総人口	225	223	217	217	212
	65歳以上人口	70	72	75	75	74
	高齢化率	31.1	32.3	34.6	34.6	34.9
添川	総人口	1,054	1,033	1,008	1,003	994
	65歳以上人口	433	450	438	445	450
	高齢化率	41.1	43.6	43.5	44.4	45.3
小白川	総人口	586	568	563	558	549
	65歳以上人口	192	191	188	198	214
	高齢化率	32.8	33.6	33.4	35.5	39.0
手ノ子	総人口	583	566	549	524	510
	65歳以上人口	205	198	196	191	194
	高齢化率	35.2	35.0	35.7	36.5	38.0
高峰	総人口	379	370	353	341	324
	65歳以上人口	129	133	134	136	135
	高齢化率	34.0	35.9	38.0	39.9	41.7
中津川	総人口	305	301	288	281	262
	65歳以上人口	163	158	162	156	154
	高齢化率	53.4	52.5	56.3	55.5	58.8
町全体	総人口	7,623	7,507	7,380	7,249	7,082
	65歳以上人口	2,537	2,552	2,555	2,563	2,576
	高齢化率	33.3	34.0	34.6	35.4	36.3

資料:飯豊町健康福祉課

民間のリサーチ会社による分析では、人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は2005年から3割を超えており、全国平均よりも8～10ポイント高くなっています。今後、高齢化率は上昇し、2025年には42.4%に達し、10人に4人が高齢者になるという予測が出ています。



### (3) 世帯数の状況 (地区別)

地区別に世帯数の推移をみると、横ばい若しくは増加傾向となっている地区が多く、減少幅にも差がみられます。

各年3月31日現在

区	分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
町全体	(世帯)	2,391	2,389	2,387	2,378	2,359
	中地区	(世帯) 266	266	268	266	269
	萩生地区	(世帯) 541	543	549	543	532
	黒沢地区	(世帯) 183	184	182	180	176
	椿地区	(世帯) 367	371	374	377	372
	松原地区	(世帯) 66	63	61	61	61
	添川地区	(世帯) 382	382	381	382	389
	小白川地区	(世帯) 162	161	160	160	160
	手ノ子地区	(世帯) 185	180	180	179	174
	高峰地区	(世帯) 116	116	111	111	109
	中津川地区	(世帯) 123	123	121	119	117

(注) 添川地区に、特別養護老人ホーム「ひめさゆり荘」入所者のカウント含む。

資料:飯豊町住民課

#### (4) 高齢者世帯の推移

高齢化率の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦、高齢者のみ世帯の割合は総世帯数が減少する一方で増加しています。

各年 3 月 31 日現在

区 分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
総世帯数	(世帯)	2,391	2,389	2,387	2,378	2,359
ひとり暮らし高齢者世帯	(世帯)	218	227	248	283	293
	(%)	9.1	9.5	10.4	11.9	12.4
高齢夫婦世帯	(世帯)	208	214	220	225	228
	(%)	8.7	8.9	9.2	9.5	9.7
高齢者のみで構成される世帯	(世帯)	431	455	483	526	544
	(%)	18.0	19.0	20.2	22.1	23.1

(注) 高齢者夫婦世帯とは、男 65 歳、女 60 歳以上の夫婦のみ世帯をカウントする。

資料:飯豊町健康福祉課

#### (5) 要介護(要支援)者の推移

要介護(要支援)認定者の状況をみると、増加傾向となっており平成 31 年 4 月現在で 498 人となっていますが、介護予防事業の推進などにより、介護度の軽度化している傾向が見られます。

各年 3 月 31 日現在

区 分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
第 1 号被保険者	要支援 1	36	39	39	51	57
	要支援 2	50	44	49	56	64
	要介護 1	128	126	109	110	93
	要介護 2	94	97	81	86	85
	要介護 3	95	81	91	85	68
	要介護 4	82	82	88	71	85
	要介護 5	56	57	55	47	46
	計	541	526	512	506	498
第 1 号被保険者数		2,562	2,578	2,573	2,580	2,585
認定率 (%) 対: 第 1 号被保険者数		21.1	20.4	19.9	19.6	19.3

資料:飯豊町健康福祉課

## (6) 出生者の推移

出生数の状況を見ると、平成 29 年度から一転、30 年度は 40 人まで減少しています。

各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日現在

区 分		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
出生数	(人)	44	46	50	57	40
男 性	(人)	26	26	29	29	23
女 性	(人)	18	20	21	28	17

資料:飯豊町住民課

## (7) 子どもの推移

保育施設の子供の数及び小学校児童は減少しており、中学校生徒数は横ばいですが、子どもの数は全体として減少傾向にあります。

各年 5 月 1 日現在

区 分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
保育所 + 幼稚園児 + 認定こども園・児童センター	未満児(人)	72	65	69	78	81
	3歳以上(人)	157	173	167	156	145
小学校児童数(人)		355	349	341	339	335
中学校生徒数(人)		180	168	178	172	187
合 計		764	755	755	745	748

資料:飯豊町教育総務課

## (8) 障がい者の推移

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数が増加しています。

各年 3 月 31 日現在

区 分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
身体障害者手帳所持者(人)		420	441	470	468	473
	視覚障がい	28	28	28	30	30
	聴覚・平衡機能障がい	29	33	33	31	32
	肢体不自由	261	270	276	268	269
	内部障がい	102	110	133	139	142
療育手帳所持者(人)		71	71	72	74	76
精神障害者保健福祉手帳所持者(人)		42	39	35	31	29
合 計		533	551	577	573	578

資料:飯豊町健康福祉課

## (9) 生活保護の推移

生活保護被保護世帯は、横ばいで推移する一方、生活保護被保護者数は減少傾向となっており、単身世帯が占める割合が高くなっています。

特に、その他世帯における被保護者数が生活困窮者支援施策の充実などもあり、減少している傾向が見られます。

### ■被保護世帯 (単位:世帯)

各年3月31日現在

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
被保護世帯数	40	40	41	41	41
高齢者世帯	23	23	27	27	27
母子世帯	2	2	1	0	0
障害者世帯	5	6	3	4	3
傷病者世帯	3	4	5	4	4
その他世帯	7	5	5	6	6

### ■被保護世帯構成員数 (単位:人)

各年3月31日現在

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
被保護者数	54	51	48	46	45
高齢者世帯	24	24	29	29	29
母子世帯	4	4	2	0	0
障害者世帯	6	6	3	4	3
傷病者世帯	3	4	6	5	5
その他世帯	17	13	8	8	8

資料:置賜総合支庁地域保健福祉課

## (10) 生活困窮者の推移

平成 27 年度より、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う自立相談支援事業が開始されています。制度施行、初年度は潜在的な困窮者の相談件数が多かったものの、現状は隠れた困窮者の発掘や支援のつながりが難しく件数は増えていません。

各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日現在

区 分	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
新規受付 (人)	-	30	12	12	17
他制度・他機関支援へつなぎ	-	17	4	2	9
情報提供のみや相談のみ	-	6	3	5	7
プラン策定による支援	-	7	5	5	1

(注)制度施行が平成 27 年 4 月となるため 27 年度から 30 年度までの実績とする。

資料:西置賜地域生活自立支援センター (飯豊町社会福祉協議会)

## (11) 外国人の推移

外国人の方は、平成 20 年の 68 人をピークに減少していましたが、近年は少しずつ増え始めています。

各年 3 月 31 日現在

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
外国人登録者 (人)	54	50	55	58	59

資料:飯豊町住民課



## 2 これまでの計画の取り組み

第1次飯豊町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、飯豊町の状況や住民からの意見の多かった

### ◆第一次計画策定時点での主な課題

	主な課題	テーマ	
みんなで支え合う地域づくり	・学校で福祉教育に活用される時間が減っている。 ・こどもの頃からボランティアに関わる機会が少ない。	福祉教育の推進	
	・ボランティアしたいが相談できる場所がない。 ・ボランティアに参加する機会がない。	地域福祉活動の担い手育成	
	・話し相手がいない、寂しい。仲間づくりが苦手。 ・自分で参加できる行事が少ない。居場所がほしい。	社会的孤立解消	
	・老人クラブやサロンなどの活動に勢いがない。 ・福祉団体の会員が減っている。	団体活動の充実	
	・自治組織に加入しない世帯が増えている。 ・隣近所のつきあいが薄い。地域の中で陰口が多い。	地域での良好な関係構築	
	・活動を支えるリーダーがいない。任意であるはずの活動が強制され負担が大きい。 ・地域での活動ができない又は少ない。	地域を元気に	
	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	・相談窓口がどこにあるか、わかりづらい。土日だと相談できない。 ・相談できないまま問題が複雑化するケースがある。	総合的な相談支援体制の充実
・家族介護が大変。介護保険以外のサービスがほしい。 ・将来、子に迷惑をかけたくない。介護を安心してうけられるか不安。		在宅介護支援の充実	
・障がいのある家庭が安心して暮らせる支援がほしい。 ・障がい者の就労について相談できる場、雇用の場を拡大する。		障がいに対する理解	
・生計中心者の病気によって生活が著しく困窮する。 ・高齢者世帯の家屋が老朽化しているが改装資金が無い。		生活困窮者への対策	
・障がい、高齢によって財産の管理が不安。 ・空き家をどうしたらいいか困る。農作業・田畑の管理ができない。		成年後見ニーズへの適切な対応	
安心して暮らせる仕組みづくり		・健康づくり、介護予防の推進が課題。 ・認知症やメンタルヘルスへの理解が必要。	健康づくりの推進
	・食生活が偏り栄養バランスがとれていない。 ・高齢者だけでなく若い世代に欠食の問題がある。	食生活の改善	
	・家族内で育児や介護の考え方で確執が生じる。 ・風習や考え方に世代間格差があり家庭内不和が生じる。	家族の絆づくり	
	・危ないのは分かっているが運転免許を返納できないでいる。 ・交通手段が乏しいため買い物や通院に行き難い。	交通手段の確保	
	・屋敷内の除雪ができない。子どもたちに頼めない。 ・除雪機が買えない。	除雪支援体制の構築	
	・未婚者が増えている。 ・青少年のひきこもりが少なくない。	若者同士の交流支援	
	地域福祉を支える強い基盤づくり	・同世代や趣味の仲間が集まれる場が少ない。 ・座布団敷きの施設が多く、足が不自由だと利用し難い。	交流活動拠点づくり
・保健師が少ない。保健・医療・福祉の人づくり。 ・介護スタッフのレベルアップが必要。		福祉介護人材の強化	
・地域で福祉活動をしている団体への助成がほしい。 ・寄付を身近に感じてもらえるような情報提供が必要。		寄付文化の創造	
・地域福祉に携わる団体等の定期的な情報交換の場が欲しい。 ・住民同士の支え合いの活動を支援する専門職が必要。		パートナーシップ構築	

以下の項目を「地域福祉を取り巻く課題」とし、解決むけて関係機関とともに取り組みました。

◆第一次計画の取り組み・自己評価

推進内容・効果・反省	評価(4段階)
・プルタブ回収の活動が定着化、学校ごとに温度差が見られる。【画像1】 ・児童を対象とした絵手紙コンテスト、標語コンクールに積極的応募がある。	○
・ボランティア連絡協議会解散後の取り組みが進まない。 ・ボランティアに関する相談がほぼない状態。情報発信後も反応ない。	▲
・ふれあい・いきいきサロン活動が広がっている。(30年度新規1ヶ所) ・町内に地域の茶の間「いっぴぐあが家」がオープン。【画像2】	◎
・老人クラブ会員数が22年ぶりプラスに転じる。(2019年4月/前年同期対比) ・高齢者芸能発表会、高齢者ワナゲ大会が設けられ盛り上がり見せる。【画像3】	◎
・地域福祉推進委員会による情報交換がメインとなった。 ・生活課題を抱える方の多くは、近隣関係に不満や負担を抱えていることが表面化。	○
・集落組織再編、統合の動きがみられた。(向原・新田) ・集落ワークショップの開催が延べ30か所(集落等)となる。	○
・社会福祉協議会でホームページを新装されているが、心配ごと相談件数が減少。 ・地域福祉推進委員、民生委員から専門機関から専門機関へのつながりが弱い。	▲
・家族介護教室が年6回シリーズ企画で実施している。リフレッシュ券進呈開始。 ・保険外のホームヘルプ・福祉有償運送サービスができる。	○
・障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくり条例が県内3番目にできる。 ・就労の場については、障害者雇用も含め発展途上段階である。	○
・生活困窮者自立支援制度の創設により、当該世帯の早期把握につながっている。 ・高齢者の住の確保については、公営住宅の利用が中心となっている。	○
・親戚等から成年後見制度に関する問い合わせが増加しているが体制が未完成。 ・権利擁護センター(仮称)の立ち上げ等について検討会が設けられている。	▲
・いきいき百歳体操の取り組みが推進(2019.4月現在町内21か所)【画像4】 ・介護保険要介護認定率が抑制されている。	◎
・単身高齢者等へ配食サービスによる提供が行われるようになった。【画像5】 ・口腔ケアや食育に関する講座が開催されている。	○
・家庭内不和による相談件数が横ばい。多いのは、介護者の行き詰まり感。 ・おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテストの反響が大きい。【画像6】	○
・返納者に対する特典が充実している。ほほえみカー利用券16,000円分。 ・助け合いによる移送に関する検討が開始されている。	○
・地区の除雪隊による活動が広がっている。 ・助け合いによる除雪に関する検討が開始されている。	○
・いいで未来サポート隊が立ち上がり、婚活の支援が充実している。 ・ひきこもりに対する情報は増えているが、具体的には進捗していない。	○
・自治公民館にも椅子の設置が進み、集まりやすくなっている。 ・社会福祉協議会内にフリースペースが完成した。【画像7】	○
・介護職員初任者研修受講経費助成制度が創設されたが、介護人材の不足はより深刻化。 ・障がい等の支援において保健行政との連携が取りにくい。	▲
・共同募金への寄付が増加し、寄付に対する理解づくりが進んでいる。【画像8】 ・フードバンクに対する寄付が多い。	◎
・地域支え合い推進員(第一層生活支援コーディネーター)が社協に配置される。 ・民生委員や社協主催会議等で定期的な情報の共有が図られている。	○



第一小学校の車いす贈呈式。地域のために私たちができることを考える取り組み。



地域の茶の間「いっぷぐあが家」が平成 31 年 4 月、萩生地区にオープンした。



「高齢者芸能発表会」を飯豊町老人クラブ連合会が主催。  
(平成 30 年度より開催)



いきいき百歳体操の取り組みが浸透。  
介護予防意識が高まる。  
(2019 年 4 月現在:21 か所)



画像 5

単身高齢者等を対象として配食サービスの利用が可能となる。  
(2019年9月現在:12件)



画像 6

小学校児童を対象とした祖父母への  
絵手紙コンテストに外部から高い評価。



画像 7

共同募金配分事業として社協内に令和  
元年9月「フリースペース・Y e l l」  
整備。



画像 8

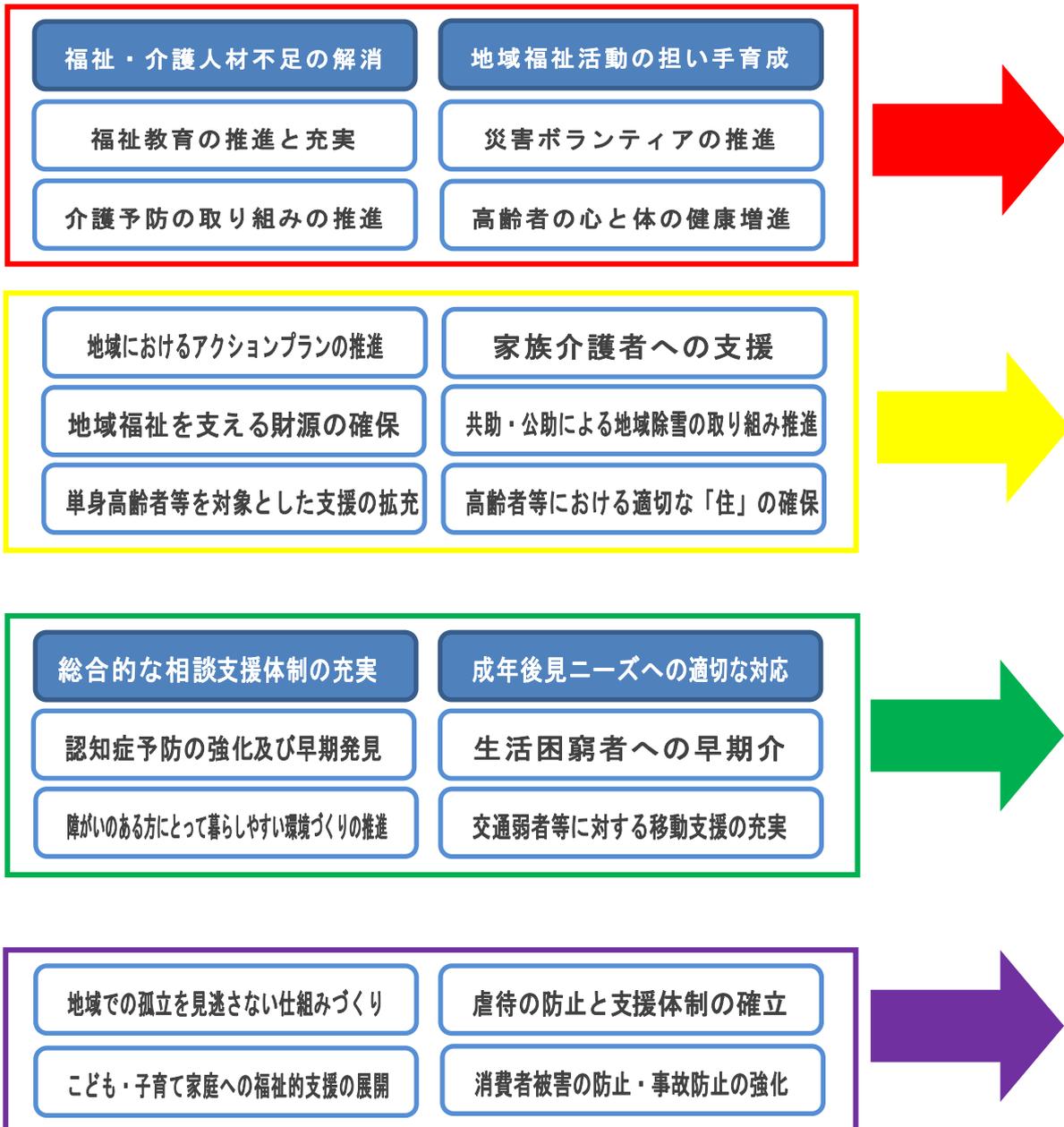
赤い羽根募金への関心が広がり、高額  
寄付の受領件数が伸びている。

# 3

## 新しい計画策定に向けた課題整理

第1期飯豊町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、主に「21 の課題」の解決に向けて取っている…○が 13 項目と一定の成果が得られたものの、「地域福祉活動の担い手育成」「総合項目に関しては、△評価となり、時間的な問題や取り巻く情勢の変化等により十分な成果を上となって重点的に取り組まなくてはならないことが見えてきました。

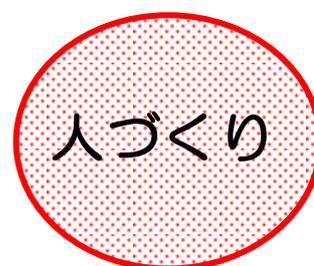
以上のことから、次期計画では上記 4 項目を含めて 22 の強化項目を設定し、解決に向けて要となるものもあります。次の計画の体系を整理するにあたり大きな視点として、「人づくり」



組みを進めてきました。4段階評価において、十分達成している…◎が4項目、概ね達成し  
的な相談支援体制の充実」「福祉・介護人材の強化」「成年後見ニーズへの適切な対応」の4  
げることができないでいます。そのため、次期計画の策定にあたっては地域や関係機関と一体  
となって重点的に取り組まなくてはならないことが見えてきました。

取り組んでいくものではありますが、それらは相互に関連するものが多く、横断的な考え方が必  
「仕組みづくり」「環境づくり」「関係づくり」に分類し、基本目標とします。

地域づくり(まちづくり)には活動の担い手が欠かせ  
ません。地域福祉への意識を高める啓発や養成等を通  
じて福祉を支える人材を育成していく必要があります。



困りごとを早期に発見したり、困っている人と支援で  
きる人をつなぐような仕組みが必要です。また、同じ  
思いの人をつなげたり、情報をうまくつなぐことで福  
祉活動が一層推進することができます。



地域福祉を推進するためには地域全体で「おたがいさ  
ま」の気持ちを育てていく必要があります。自分が暮  
らす地域をよくするための取り組みであるという共  
通認識のもと住民相互の交流を活発にしていくこ  
とが大切です。



社会的に弱い立場にある方を孤立、孤独から守り、地  
域で自立した生活が送れるよう、医療、福祉、防災、  
教育等の各分野の横断的な連携や地域住民による支  
え合いが連動した取り組みを進めていくことが求め  
られます。





## 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 1

## 基本理念

ご家族やご近所の人たちに囲まれて、住み慣れた「飯豊町」でいつまでも安心して暮らしていただけることが住民の皆さんの大きな願いです。

その願いを実現するためには行政の施策はもちろんですが、何よりも家族を基本として、家庭における子どもの頃からの教育や家族における支え合い、そして地域での協力体制、いわゆる支え合いの地域づくりが不可欠です。

本町に根づく“地域の中の困っている人を、まずは地域の中で助ける”という共通認識を大切にしながら、住民一人ひとりが支えたり、支えられたりの「おたがいさま」の心をもって町民が「我が事・丸ごと」の地域づくりに参加することを基本理念とします。

※「我が事・丸ごと」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと。

### スローガン

“共に生きる”を実践し

信頼・安心・生きがいのある地域へ

## 2

## 基本的な視点

基本理念を具現化するため、以下の視点を踏まえて、地域福祉の推進を図ります。

### 視点1 地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に対する統一的な対応

福祉の各分野における共通事項として「住まい」「虐待」「生活困窮」のような分野横断的に関係するケースに対応できる支援体制の構築や共生型サービスなどをはじめとする横断的な福祉サービス等の展開が「我が事・丸ごと」のポイントとなっております。

地域にある「人（介護士等）」「モノ（設備機器）」「お金（財源）」「場所（施設等）」を各分野共通の資源として共用できるようにすることが現在の大きなテーマです。

### 視点2 地域における福祉サービスの適切な利用促進

地域の福祉サービスを適切に利用していただくためには、提供できる体制づくりが重要となり、量的にも質的にも確保できるようにサービスの基盤を強化又は見直しを行わなくてはなりません。また、利用者の権利が尊重され、利用しやすいシステムを整備するために、誰でも収集できる情報提供や苦情に対しての適切な対応が必要とされます。

### 視点3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

福祉サービスの質の向上を図るためには、サービス提供事業者等が活動しやすい条件を整えることが課題となります。

地域の既存の制度や仕組みでは対応しきれない新たな福祉ニーズにも応えられるような多様なサービスの創出、さらには新たな社会資源の発掘、担い手づくりが求められます。

### 視点4 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

住民が地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで、地域共生の文化が広がっていきます。また、他人事になりがちな地域の問題を「我が事」として受け止め、「おたがいさま」という関係性をつくることにより、互いに認め合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。「支え手」「受け手」が固定されない関係性を構築し、「支え合い」の領域の拡大、強化が求められています。

### 視点5 包括的な支援体制の整備

地域住民が自ら、地域生活課題の解決に向けて、積極的に取り組むうえでは、必要な情報提供や支援関係機関への協力を求めることができる体制の整備が不可欠です。さらに、地域の複合化、複雑化した生活課題を「まるごと」受け止め、的確に対処するためには、地域において活動している多様な団体、組織によるネットワークの強化や相談支援機関をコーディネートする包括的・統合的な支援体制の構築を進めることが課題です。

## **3 基本目標**

基本理念の実現に向けて、基本視点に沿って4つの基本目標を掲げます。

### **1 人づくり**

住民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、福祉意識の高揚に向けた福祉教育等の推進や介護体験等に係る学習の機会の提供など、地域における福祉人材の育成や活動の支援を図ります。

### **2 仕組みづくり**

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民、行政、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティアなど、地域福祉の担い手が様々な組織活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図ります。

### **3 環境づくり**

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進します。

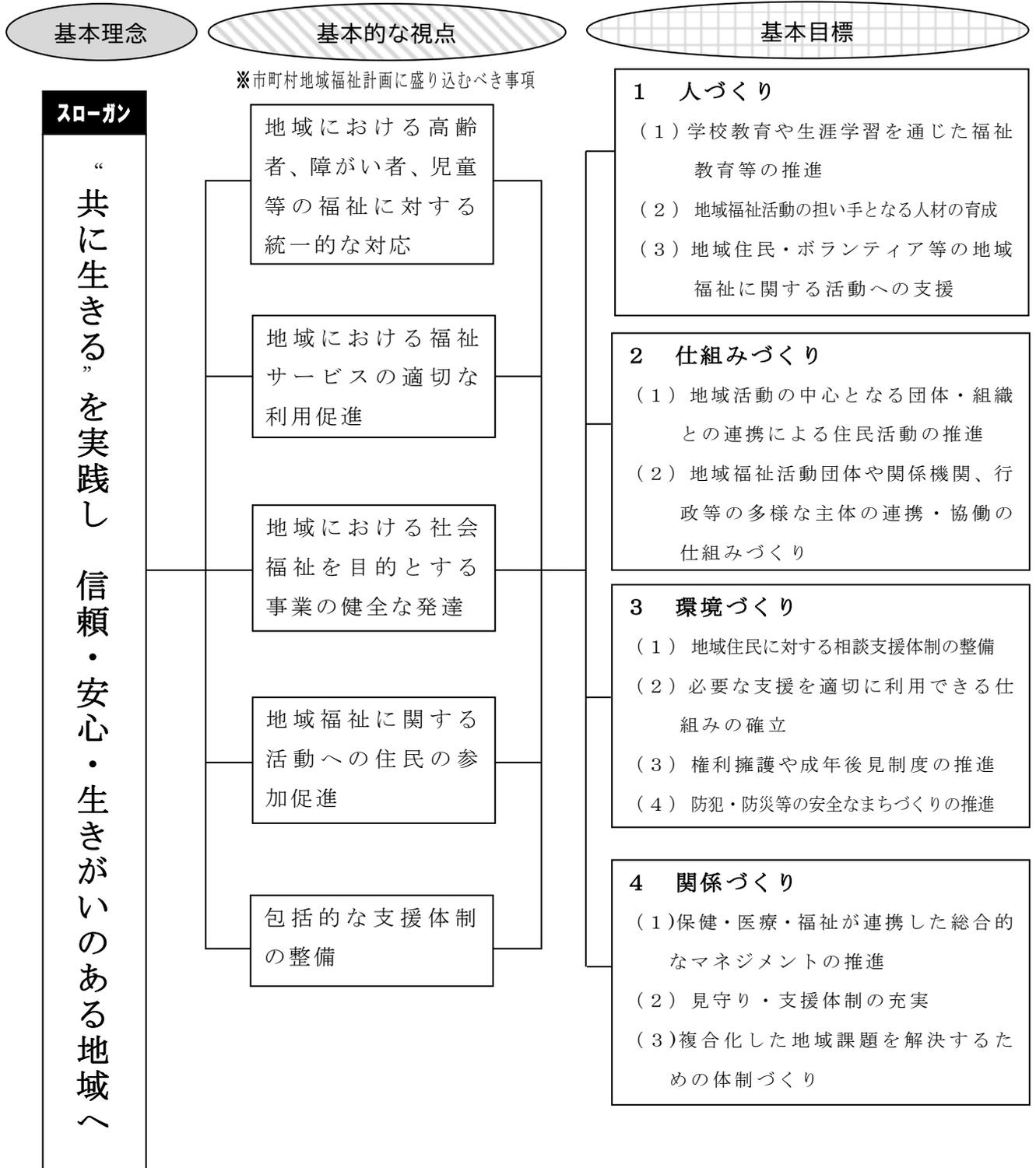
また、高齢者、障がい者に関する施策、虐待防止、成年後見などの人権に配慮した制度の理解づくり、利用促進を図ります。

### **4 関係づくり**

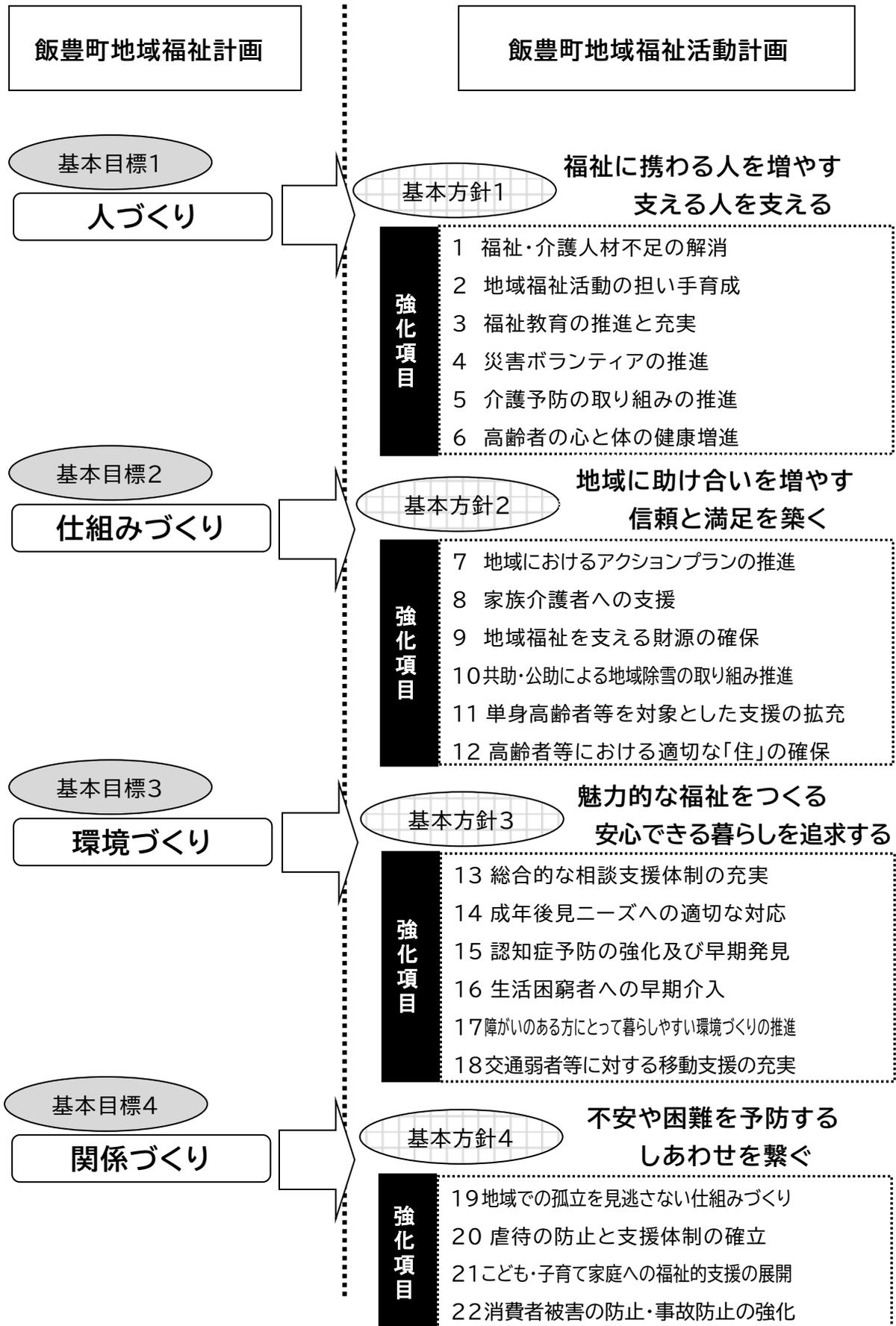
高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困難者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図ります。

# 4 計画の体系

## (1) 地域福祉計画の構成



## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図

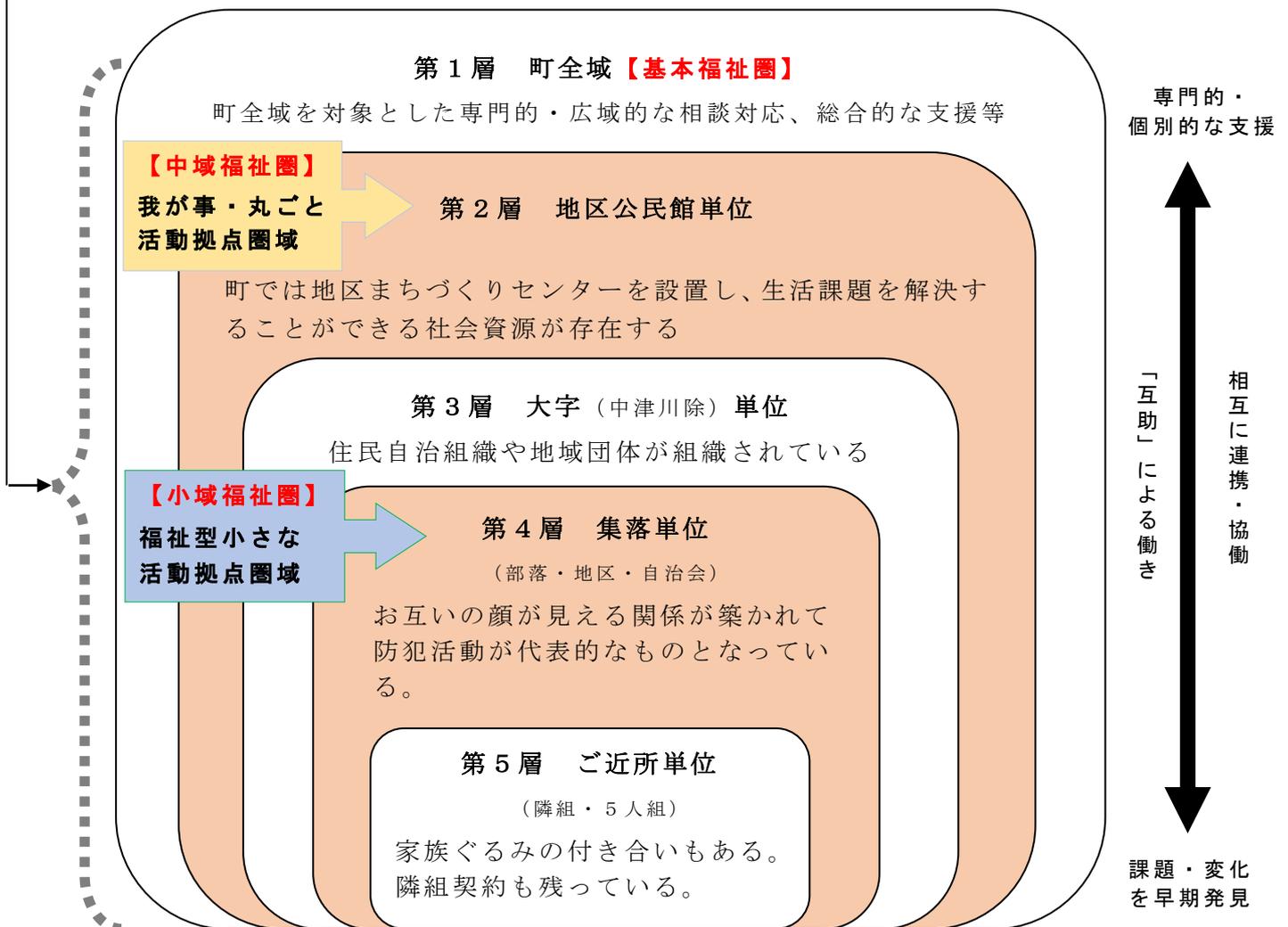
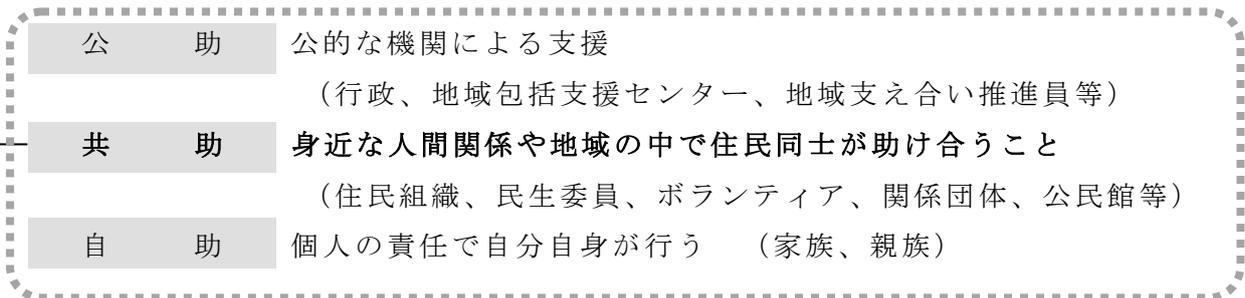


# 5

## 地域福祉推進のために必要な圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、高齢、障がい、児童など関係する各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

本人や家庭を最も小さい範囲とし、生活を営む中で地域には様々な範囲の圏域が考えられますが、当計画においては、5層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。



## 「圏域」ごとの福祉的取り組み

現在の姿										
		中部地区		白樺地区		東部地区		西部地区		中津川地区
第2層	社会資源	地区公民館・まちづくりセンター								
	組織・活動イベント（特徴的なもの）	いっぴくあが家		みんなこ家						ゆうゆうクラブ
第3層	社会資源	婦人会				青年教室 老人クラブ				婦人会 青年団 老人クラブ
	活動・組織	民生委員児童委員協議会								
		文化祭 中部地区婦人学級(女性) しろあと教室(高齢) 親子除雪体験 子ども料理教室	文化祭 いちご倶楽部(女性) 秋桜倶楽部(女性) いきいき教室(高齢) リサイクル会	東部地区地区長会 文化祭 たんぼぼクラブ(女性) さくらんぼ会(女性) 運動会・盆踊り わら細工教室	文化祭・夕灯の集い さわやかクラブ(女性) ふるさと学園(高齢) スポーツレクリエーション大会 西部スキー教室・グラウンドゴルフ大会 野菜販売	中津川むらづくり協議会 文化祭・運動会 はてなの会(女性) 中津川っ子チャレンジクラブ 買い物支援 敬老行事 除雪支援隊				
第4層	社会資源	萩生	中	黒沢	樺	小白川	添川・松原	手ノ子	高峰	
	活動・組織	萩生協議会 除雪隊	中地区協議会 除雪組合	黒沢区協議会 除雪組合	樺区民会	小白川区民会	除雪隊(添川)	手ノ子地区協議会 除雪支援隊	高峰地区協議会 除雪支援組合	
		老人クラブ								
		食生活改善推進委員会連絡協議会								
		敬老行事	夏交流イベント 敬老行事	レクリエーション大会 敬老行事	夏交流イベント 敬老行事	敬老行事			敬老行事	敬老行事
第5層	社会資源	自治会・部落・地区(70集落)								
	活動・組織	自治公民館・集会所 (60ヶ所)								
		いきいきサロン(17ヶ所)・ほのほのサロン(16ヶ所)								
		敬老行事 ※東山歩道除雪組合								
		いきいき百歳体操(22か所)								
		防犯・防災活動								
		子ども会育成会活動(40か所)								
		ふれあい行事・イベント(夏祭り・芋煮会・生ビール・花見・ヤハハ工口等)								
		日常的な見守り(回覧板・集金等)								
		葬儀手伝い(随時)								
		お茶のみ								
		※三人組除雪								

## 「圏域」ごとの福祉的取り組み

5年後の姿										
		中部地区	白樺地区	東部地区	西部地区	中津川地区				
第2層	社会資源	地区公民館・まちづくりセンター								
	組織・活動イベント（特徴的なもの）	いっぶくあが家	みんなこ家	地域の居場所	地域の居場所	地域の居場所	ゆうゆうクラブ			
	生活支援（会食サービス）& 趣味・サークル（囲碁・将棋・麻雀・ウォーキング等）									
	民生委員児童委員協議会									
第3層	社会資源	萩生	中	黒沢	樺	小白川	添川・松原	手ノ子	高峰	
	活動・組織	萩生協議会 除雪隊	中地区協議会 除雪組合	黒沢区協議会 除雪組合	樺区民会	小白川区民会	除雪隊(添川)	手ノ子地区協議会 除雪支援隊	高峰地区協議会 除雪支援組合	
	敬老行事	敬老行事	敬老行事	敬老行事	敬老行事	敬老行事		敬老行事	敬老行事	
	食生活改善推進委員会連絡協議会									
第4層	社会資源	自治会・部落・地区（70集落）								
	活動・組織	自治公民館・集会所（60ヶ所）								
	活動・組織	いきいきサロン（20ヶ所）・ほのほのサロン（16ヶ所）								
	活動・組織	敬老行事 ※東山歩道除雪組合								
第5層	活動・組織	いきいき百歳体操（35か所）								
	活動・組織	防犯・防災活動								
	活動・組織	子ども会育成会活動（40か所）								
	活動・組織	ふれあい行事・イベント（夏祭り・芋煮会・生ビール・花見・ヤハハエ工等）								
第5層	活動・組織	日常的な見守り（回覧板・集金等）								
	活動・組織	葬儀手伝い（随時）								
	活動・組織	お茶のみ								
										※三人組除雪



## 第4章 地域福祉計画

---

# 1 人づくり



## 施策1 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

学校教育や生涯学習を通じて、地域の福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深める動機づけと意識の向上を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を実現するため、ノーマライゼーション理念の理解促進を図ります。	健康福祉課	障がい者計画 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画
2 地域福祉に関する学びの場の提供	各種講座やイベントの開催を通じて、地域福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
3 小中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進	認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援者となるべく「認知症サポーター養成講座」の普及啓発の目玉として、町内小・中学校の授業等での導入を目指します。	健康福祉課 教育総務課	
4 福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。	教育総務課 社会教育課 (社会福祉協議会)	
5 人権教育の推進	人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	教育総務課 住民課	
	子ども達に人権感覚を身につけてもらうことを目的として人権啓発活動の推進を図ります。	住民課 (人権擁護委員)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
認知症サポーター養成講座 小中学校年間開催数	0校	3校（目標値）

※ノーマライゼーションとは

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方です。

※認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」を受講した方が「認知症サポーター」です。認知症サポーターには、「認知症の人を支援します」という意思を示す目印である「オレンジリング」が配布されます。認知症サポーターは何か「特別なこと」を行う人ではありません。講座を通じて認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症のかたやその家族を応援するのが認知症サポーターです。地域や職場で、どんな支援ができるのか一人ひとりが考えていくことが大切です。

**施策2 地域福祉活動の担い手となる人材の育成**

各分野におけるリーダー、推進員や専門員、コーディネートを担う者、社会福祉従事者など地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 介護福祉士等の人材養成及びキャリアアップ	介護保険事業、障害福祉サービス事業、その他の介護事業等において、介護福祉士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、介護に携わる者が介護の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	健康福祉課	飯豊町介護職員初任者研修受講支援事業実施要綱
2 保育士等の人材養成及びキャリアアップ	認定こども園、保育園・児童センター等において、保育士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、保育に携わる者が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	教育総務課	

3 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	こころの健康づくりの充実を図るとともに、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）の育成に努めます。	健康福祉課	健康いいで 21 データヘルス計画 いのち支える飯豊町自殺対策計画
4 ボランティア団体等との地域福祉活動への支援	ボランティアセンター機能を生かした情報提供体制の強化、福祉ボランティアへの登録と参加促進、指導者・グループリーダーの養成とこれらの人たちの資質の向上に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
5 社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援	相互の支え合いと秩序ある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、福祉に関心を寄せる人材を育てるために、体験学習、奉仕活動、地域との交流活動等の機会を確保します。また、各種講習会や教室等の住民の参加を通じ、地域の保健福祉にかかわる人材の発掘・育成に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
6 保育サービス事業の推進	認定こども園、保育園・児童センター等において、特別保育や地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進します。	教育総務課	
7 在宅高齢者の食生活支援の担い手の養成	食生活に不安のある在宅高齢者等に対して、自立した生活が営めるように支援するため、総合事業による訪問型サービスの確立に向けて担い手の養成等を地域の実情に応じて行います。	健康福祉課 (食生活改善推進員連絡協議会)	
8 助け合い除雪支援の担い手育成	自力で自宅周辺の除雪ができない世帯が増加する中で、身近な地域において、助け合いの除雪の活動が展開できるよう新たな人材育成及び養成に努めます。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	

9 介護予防リーダーの養成	地域の高齢者の介護予防体操等、総合事業による通所型サービスの立ち上げを目的として、介護予防リーダーの養成を行います。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
10 認知症サポーター養成	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成するための講師の派遣、調整を行います。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
11 外国人介護人材の受け入れについて	福祉施設で深刻化する人材不足の解決方法として、介護施設への介護人材確保のため、外国人介護人材の就労支援を検討します。	健康福祉課	EPA (経済連携協定)
12 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	山形県と連携し、福祉・介護職員等の処遇改善に資するための取り組み支援に努めます。	健康福祉課	
	複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての地域福祉コーディネーター等の配置に向け、社会福祉協議会と連携・調整し、育成に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
介護予防運動指導員数	3人	4人	4人
介護職員初任者研修受講者数	0人	1人	2人

### 施策3 地域住民・ボランティア等の地域福祉に関する活動への支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 ボランティア活動の支援	ボランティアセンターの設置又はボランティア活動を紹介できる体制の整備に努め、ボランティア活動の機会の提供に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
2 ボランティアグループ、個人ボランティアへの情報提供	ボランティア情報について、ホームページ等で紹介し、住民のボランティア活動への参加の機会づくりを進めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
3 高齢者のボランティア活動の支援	元気な高齢者による生活支援の担い手としての活躍できる基盤整備を進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (老人クラブ連合会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
4 除雪ボランティア活動の支援	地域の単身高齢者宅等の除雪支援を行うボランティアが安全に活動できるための支援に努めます。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
5 地域住民等が集う交流の機会の確保	公的施設の開放と町内各組織が主催するイベント等の事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める事業を支援します。	社会教育課 健康福祉課	
6 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※（地域支え合い推進員）の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	(第1層) 1人	(第1層) 1人	(第1層) 1人
住民主体の除雪ボランティア団体数	2団体	3団体	4団体

※生活支援コーディネーターとは

2014年度の介護保険制度改正に伴い、市町村が行うべき地域支援事業のひとつと位置づけられる。地域において住民主体の訪問型、通所型サービス等を創設していくために、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等による、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握と連携しながら、地域における下記取組を総合的に支援・推進。主な役割は下記のとおり。①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手養成、組織化、支援活動につなげる機能）等

## 2 仕組みづくり



### 施策1 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

地域における課題の解決に向けた取り組みを進めている活動団体や自治会、民生委員児童委員、NPO等の福祉活動を支援します。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 交流機会づくり	高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる「地域の居場所」や住民主体の通いの場「いきいき100歳体操」など、地域における交流の機会づくりを推進します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課	
2 民生委員児童委員活動の充実に向けた環境整備	役割負担の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関と連携を強化します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)	
3 自治組織(集落)の活動支援	住民自治組織による自発的な活動や取り組みを積極的に支援します。	総務課 (社会福祉協議会)	
4 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	健康福祉課 (社会福祉法人)	社会福祉法第24条第2項
5 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※(地域支え合い推進員)の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
地域の居場所開設数	2カ所	4カ所	5カ所
いきいき100歳体操実施団体	22団体	25団体	28団体

**施策2 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり**

住民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 各種交流イベントの開催	健康イベント等の各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。	健康福祉課 企画課 社会教育課 (社会福祉協議会)	
2 飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援	飯豊町社会福祉協議会との連携、協働を進化させることにより、地域福祉の推進を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
3 事業者への指導検査の実施	介護事業所への指導検査を実施します。	健康福祉課	
4 福祉サービスの第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては、福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図ります。	健康福祉課	
5 介護サービスの質の向上	サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や資格取得を事業者に奨励します。また、介護保険サービスの適正化を進めるとともに事業者指導を実施します。	健康福祉課	
6 障がいのある方の就労後の支援体制の整備	障がい者の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	健康福祉課	

7 農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参画の推進	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、障がい者の自信や生きがいの創出と、社会参画を実現する取組を推進します。	農林振興課 健康福祉課	
8 高齢者等の住の確保に関する支援	住宅の老朽化等に伴い低所得のため改築費用が捻出できない世帯が、安心して住まいを確保できるよう支援を検討します。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
9 町内の買い物弱者等への支援	生活に必要な買い物をすることが難しい方に対し、移動を支援する仕組みづくりや、配達や配食など、在宅でも必要なものが購入できるサービスの充実を図ります。	商工観光課 健康福祉課 (小売事業者)	
10 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※（地域支え合い推進員）の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
11 家族介護者等への支援	家族で介護されている方へ、介護に関する研修会の開催や、介護者間の情報交換の機会を設けることで、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
12 冬期間の安心した暮らしを実現するための除雪体制整備	冬期間において通勤、通学、外出等が安心して行えるよう、車道、歩道の公的機関による除雪体制の強化を図ります。	地域整備課	

13 除雪が困難な世帯に対する支援拡充	道路から玄関までの距離が長い等の諸事情により宅道除雪ができない高齢者又は障がい者世帯に対し必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	
	家屋の除雪ができない世帯において、事業者への依頼が適切に行えないや除雪費用が支払えないなどの困りを解消するため、必要な支援を行います。	健康福祉課	飯豊町除雪ヘルパー派遣事業・除雪費支給事業
	様々な支援策や取り組みでは補えない除雪の困難や負担を補うため、地域住民による助け合いによる除雪支援が積極的に行えるよう新たなボランティアの確保に加え、相談対応、コーディネート等の支援を図ります。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
14 地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取り組みを進めます。	社会教育課 教育総務課 健康福祉課	

【関連する指標】

評価指標	《平成30年度》	《令和元年度》	《令和6年度》
飯豊町家族介護支援事業参加者数	61人(延べ)	65人(見込)	70人(目標)

# 3 環境づくり



## 施策1 地域住民に対する相談支援体制の整備

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関同士の連携を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康福祉課	
2 交流の場の環境整備	高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な方が集まり、夏や冬も快適に活動できるよう、公民館の環境整備を推進します。	社会教育課 健康福祉課	
3 民生委員児童委員の適正配置	民生委員児童委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、適正配置に引き続き努めます。	健康福祉課	
4 相談体制の充実	要介護者、家族等からの相談に対し、公的機関、専門機関や民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	
	障がい当事者、家族等からの相談に対し、公的機関、専門機関や民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。		
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

4 相談体制の充実	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	教育総務課 健康福祉課	
	妊産婦出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊産婦からの相談体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育総務課	
5 住まいのバリアフリー化等の推進	身体障がい者等が住宅をバリアフリー化するための住宅改修費の一部補助など必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	
6 ひとり親家庭の相談・支援充実	様々な問題や不安を抱えやすい、ひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	教育総務課	
7 児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	様々な児童虐待ケース事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	健康福祉課 教育総務課 (児童相談所)	
8 障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がい者の重症化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児やその家族が安心して生活するための地域生活支援拠点等の整備を検討します。	健康福祉課 教育総務課	
9 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所のリストを作成し、連携のために活用します。	健康福祉課 国保診療所	
10 総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

11 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター及び職種ごとのグループによる合同研修や勉強会を定期的に行い、職員の資質向上を図ります。地域包括支援センターの評価の実施について検討します。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------	-------	--------------------------

## 施策2 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

地域福祉サービス内容の開示等により、利用者が適切なサービスを選択・確保できる仕組みを実現します。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康福祉課	健康いいで 21 データヘルス計画
2 住民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根差した食育活動が推進できるように努めます。	農林振興課 健康福祉課 教育総務課 商工観光課	食育・地産地消計画 健康いいで 21 データヘルス計画
3 望ましい食生活の確立支援	住民一人ひとりが自らの食に関心を持つことで、生活習慣病の予防や日常生活における正しい食習慣が確立できるよう支援します。	健康福祉課 (食生活改善推進員)	健康いいで 21 データヘルス計画
4 保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	
5 障がい福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が障がい福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むようガイドブックの製作など、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	

6 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進	障害のある子どもが他の子どもと平等に学べるよう、公立学校に義務化された合理的配慮の取り組み促進と理解の向上に努めます。	教育総務課 健康福祉課	
7 交通弱者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供	運転免許返納者を含む交通弱者（高齢者、障がい者等）に対し、デマンド型乗合いタクシーによる適切な交通サービスの提供に努めるとともに、福祉車両による利用が必要な方の外出を支援するため、福祉タクシー券交付事業や福祉有償運送サービスの利用に関する適切な情報提供に努めます。	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	
8 安心して利用できる移送サービスの提供体制の構築と推進	住民の生活を支えるために移送サービスを提供する事業者等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行います。また、買い物支援などの助け合いの移送サービスの立ち上げを支援します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
9 福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	健康福祉課	
10 情報機器の活用促進	年齢や障がいの有無に関係なく、全ての住民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	健康福祉課	
11 サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう。介護サービスの基盤整備とサービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	

11 サービス提供の充実	障害福祉サービスの充実のため、サービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	
	既存のNPO等と連携し、子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	教育総務課	
12 出産・子育て情報提供事業	スマートフォンを活用した子育て支援アプリの導入を考慮しながら、乳幼児の保護者に対し、必要な情報の提供に努めます。	健康福祉課 教育総務課	
13 生活困窮者自立支援事業	経済的困窮等の困難を抱える生活困窮者の社会的自立を促すため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (福祉事務所(県))	
14 ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るために必要なサービスを提供し、自立に向けてハローワーク等の関係機関と連携した支援に努めます。	健康福祉課 教育総務課 商工観光課	
15 子育て支援サービスの検討	育児支援ヘルパー等の新しいサービス開発の検討を行います。	健康福祉課 教育総務課	
16 いじめ・虐待被害にあった子ども等へのケア	いじめ、虐待等の被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。 また、学校や児童相談所、医療機関、家庭等と再発防止に向けた連携を強化します。	教育総務課 健康福祉課 (児童相談所)	
17 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
18 認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある高齢者について、適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を行います。	健康福祉課 (認知症疾患医療センター)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

19 罪を犯した人への社会復帰への取り組み	犯罪を犯した人あるいは非行のある少年を改善、更生するため、保護司又はその関係団体との連携を密にして社会復帰への支援を行います。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	住民課 教育総務課 (保護司)	
20 ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進	障がいのある方や難病患者、妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の普及を進めます。	健康福祉課 (身体障がい者福祉協会)	
21 DV等の被害にあった方への対応	DV被害者については、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用援助などの自立支援が必要です。DV被害者の個人情報適切な保護並びに関係機関との連携による自立支援を図ります。	健康福祉課 住民課	

### **施策3 権利擁護や成年後見制度の推進**

判断能力に不安がある者への金銭管理等の権利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの充実を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用推進に努めます。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 権利擁護の推進	高齢社会が進行する中、誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、引き続き飯豊町社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図っていきます。また、身寄りが無いなど、経済的負担が難しい町民に対しては、審判申し立てに加えて、後見人報酬の費用助成を制度化します。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	飯豊町成年後見制度における町長申し立てに係る要綱

	「飯豊町高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用支援その他の高齢者に対する権利擁護に引き続き取り組めます。関係機関への虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
2 成年後見制度の支援	飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
3 成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発・相談事業の実施、利用促進などについて、成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、中核機関の設置及び地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、置賜定住自立圏「福祉」ワーキンググループ並びに社会福祉協議会と協議を進めながら検討していきます。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
成年後見センター設置数	0カ所	1カ所（目標値）

#### 4 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

安心・安全なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。  
また、避難行動要支援者支援制度の推進に努めます。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 安否確認による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、定期的な見守り支援を含めた安否確認に係る対応を町内の事業者、民生委員、関係機関及び飯豊町社会福祉協議会と連携・協力し安心・安全なまちづくりを進めます。	健康福祉課 (自治組織) (社会福祉協議会) (郵便局)	飯豊町安心生きがい訪問事業実施要綱
2 緊急時対応による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、見守り機能を搭載した通報装置を貸与し、緊急時の通報対応及び関係機関への連絡等を通じて生活不安の解消に努めます。	健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署)	飯豊町緊急通報装置機器貸与要綱
3 地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	住民課 (自治組織)	
4 防犯カメラの整備の取り組み	公共空間における防犯のための見守り・監視活動を強化するため必要に応じて防犯カメラの設置を進めます。	総務課 教育総務課 住民課	
5 公共施設等のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や各関係施策に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進します。	各施設管理 所管課	障がい者計画 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画
6 住まいのバリアフリー化等の推進	介護保険制度を利用できない高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように住宅改修の相談など住まいのバリアフリー化等を進めます。	健康福祉課	

7 町内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、バリアフリーマップ、福祉マップの政策に取り組み、当事者やその家族が適切な情報が得られるように努めます。	健康福祉課	
8 飯豊町災害ボランティアセンターの設置等	災害時における広域的なボランティアの受け入れが円滑に行えるよう、その中核を担う災害ボランティアセンターの設置運営を行います。	総務課 (社会福祉協議会)	飯豊町地域防災計画
9 避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者支援プランに基づき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる体制整備を行います。	総務課 健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署)	飯豊町地域防災計画
	登録情報を福祉・防災部局で共有するほか、必要に応じて、消防署、警察署、消防団、社会福祉協議会、地域の自主防災組織、民生委員児童委員へ本人同意のうえで情報提供する体制づくりを進めます。	(警察署) (民生委員児童委員協議会)	
	関係部局や関係団体等と連携を図りながら、避難行動計画要支援者への支援対策や必要に応じて「個別支援計画」の作成について検討します。また、定期的な避難訓練や自主防災組織による安否確認訓練を取り入れ、支援実施体制の強化を図ります。		
10 災害時協定締結による安心なまちづくり	関係機関や事業者と災害協定を締結し、災害時における高齢者や障がい者の安心なまちづくりを推進します。	総務課 (民間事業者：建設・土木、燃料販売事業者、小売事業者) (社会福祉施設)	

# 4 関係づくり



## 施策1 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携促進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関との連携強化を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	健康福祉課	
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育（療育支援）の充実を図ります。	健康福祉課 教育総務課	
2 保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制をつくります。	健康福祉課 教育総務課 国保診療所	
3 福祉総合相談体制の整備	保健福祉にかかわる職員等に、研修への参加を奨励し職員の資質向上に努めます。また、住民サービスの窓口を統一するなど、福祉総合相談窓口、ワンストップ化の在り方について引き続き検討します。	健康福祉課 住民課 教育総務課 (社会福祉協議会)	
4 福祉・保健・医療と他分野との情報共有	他分野との連携・情報交換を進め、個別窓口で総合的な情報提供ができるような体制構築に努めます。	健康福祉課 国保診療所	
5 就労支援の展開等	障がい者が労働市場への積極的な挑戦を可能とするよう、ハローワーク等と連携した支援を促進します。	商工観光課 健康福祉課 (ハローワーク)	

6 生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実情とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	健康福祉課 (福祉事務所(県))	
7 自殺対策の推進	自殺対策として「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みにより、だれもが必要な支援を受けられるようにその機会の確保に努めます。また、自殺の防止のための取り組みとして保健・福祉・医療・教育・商工等の関係施策、関係機関との連携強化を図ります。	健康福祉課 教育総務課 商工観光課 (保健所(県))	いのち支える飯豊町自殺対策計画
8 在宅医療に伴う日常生活用具の給付	高齢者、障がい者、小児慢性特定疾病児童に対し、在宅医療に必要な用具の給付を行います。	健康福祉課	
9 精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築	住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	
10 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化に努めます。	健康福祉課 国保診療所	
11 地域ケア会議の充実	地域ケア会議を定期的で開催し、個別事例の検証を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図り、地域課題の把握へとつなげます。	健康福祉課	

## 施策2 見守り・支援体制の充実

複雑・複合的な課題を抱える方への横断的な見守り・支援体制の充実を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 民生委員児童委員定例会への参加等	住民の困りや変化など、福祉ニーズの吸い上げを行う場として月1回行われる民生委員児童委員の各地区定例会への出席を通じ、福祉に欠ける世帯の早期把握に努めます。また、社会福祉協議会における地域福祉推進委員制度の連携、共有化を図ります。	健康福祉課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	
2 総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
3 高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 (警察署)	
4 障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 (警察署)	
5 児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	増加する虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	教育総務課 健康福祉課 (警察署) (児童相談所)	
6 見守り・助け合いのネットワークづくり	飯豊町社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

7 単身高齢者の緊急時の見守り	単身高齢者に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の見守りと生活不安の解消を図ります。	健康福祉課 (事業者)	飯豊町緊急通報装置貸与要綱
8 被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、個別支援の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
9 生活福祉資金等の各種制度の周知	低所得世帯等の自立促進を目指す貸付制度として、山形県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度と飯豊町社会福祉協議会が行う福祉更生資金貸付制度の周知を図ります。	(社会福祉協議会)	
10 地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	住民課	
11 ひきこもり問題に関する相談支援	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、専門的な支援機関のNPO等と連携を図ります。また、必要に応じて、学校や民生委員児童委員からの連絡や相談に対して調整を図り、社会復帰事例を増やしていきます。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (NPO法人)	
12 子どもの貧困対策及び子ども食堂事業の推進	関係施策との連動により、子どもの貧困や孤食への対応を関係機関等と情報を共有しながら推進します。子ども食堂の立ち上げを進める際は、山形県補助制度を活用しながら、子供に限定しない地域での取り組みを支援します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

13 特殊詐欺の被害防止に向けた企業と連携した見守り等	郵便局や金融機関等と連携し、高齢者や障がい者等が特殊詐欺の被害に遭わないように、日常的な場面におけるゆるやかな見守りを実施し、ネットワークを強化します。	住民課 健康福祉課 商工観光課 (警察署) (社会福祉協議会) (消費生活センター)	
14 見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため警察署や地域住民による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	健康福祉課 (警察署)	飯豊町お出かけ見守り事前登録事業実施要綱
15 障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築	発達障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援事業所や医療機関への紹介を行うと共に臨床心理士の相談事業、保育所等訪問支援を実施します。また、児童発達支援事業所等、関係機関同士の連携強化にも努めます。	健康福祉課 教育総務課	
16 医療的ニーズへの対応等	医療的ケア児支援のため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議体の設置を検討します。また、重度の心身障がい児等を支援する発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などを図るコーディネーターの配置についてもあわせて検討します。	健康福祉課 教育総務課 (児童相談所)	
17 精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築	当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	

18 社会福祉法人によるネットワークづくり	社会福祉を目的とする法人間のつながりを構築することにより地域における公益的な取り組みの推進だけでなく、合同による研修や質の高いサービスの構築につなげていきます。	健康福祉課 (社会福祉法人)	
19 婚活を行う方への支援	結婚する意思のある方に「いいで未来サポート隊」事業による積極的な支援を継続的に行い、成婚率の拡大に努めます。	企画課	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
お出かけ見守り事前登録事業登録者数	196人	230人
緊急通報装置貸与事業利用者数	29人	40人

### 施策3 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

法改正等に伴う高齢障がい者に対する制度の普及や、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)を中心として、有機的に連動した支援が提供できる体制整備等を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスと介護保険サービスの同時提供として、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供する事業所が、障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供可能とする共生型サービス制度の周知に努めます。	健康福祉課 (介護保険指定事業所)  (障害福祉サービス指定事業所)	
2 障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスの提供を可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度普及に努めます。	健康福祉課 (障害福祉サービス指定事業所)	
3 要援護者のニーズ把握	社会福祉協議会等の関係機関や民生委員児童委員との連携及び要援護者への訪問等を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	
4 地域福祉コーディネーターの育成・配置	複雑・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題を解決に導く「つなぎ役」としての「地域福祉コーディネーター」を育成し、その配置に努めます。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	
5 包括的な相談・支援体制の構築	地域福祉コーディネーターが民生委員児童委員、地域福祉推進委員等と連携し、新たな社会資源の発見や地域課題の把握を行うネットワーク整備や包括的な支援体制の構築に向けて飯豊町社会福祉協議会と協議を進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2～6年度》	目標値
地域福祉コーディネーター※ (コミュニティソーシャルワーカー)	1人	2人	計 2人

※地域福祉コーディネーターとは

「専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また自ら解決することのできない問題については適切な専門家などにつなぐ」「地域の住民活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わるものによるネットワーク形成を図るなど、地域活動を推進する」役割を持つ専門職（『これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書』2008年）。対象は高齢者に限定されていない。

## **第5章 地域福祉活動計画**

---

# 1

## 福祉に携わる人を増やす・支える人を支える

地域福祉を推進していくためには、活動の担い手が欠かせません。地域福祉への意識を高める啓発活動や養成講座、福祉教育を通じて地域を支える人材を、地域の人たちで育成していくことが目標です。

社会福祉協議会は、すべての住民が「おたがいさま」の気持ちで地域福祉活動に関わっていけるように援助し、その活動を支えています。

### <一人ひとりの役割>

- ・ 趣味や特技を活かして、地域の活動に積極的に参加する。
- ・ ご近所の人たちの困りごとを少し気にしてみる。
- ・ 手助けできる範囲で自分にできるボランティア活動をはじめめる。

### <地域の役割>

- ・ 地域活動に関する情報をわかりやすく発信する。
- ・ ゴミだし支援などの日常の生活課題に対して地域ごとに考えてみる。
- ・ 地域のふれあいを通じて、思いやりの心を地域全体に広げていく。
- ・ 防災意識を高めながら災害時の助け合いの体制づくりを強化する。



<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	<b>要介護・支援</b>	単身・高齢者のみ	<b>介護者・家族</b>
	障害児者全般	知的障がい	<b>身体障がい</b>	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	<b>介護事業所</b>	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>1 福祉・介護人材不足の解消</b>
<p>介護事業者が抱える問題として、介護職員等の確保、定着は喫緊の課題となっています。国の処遇改善施策の充実が図られているものの地元の若手人材が育っていない現状があります。介護職員の高齢化が進む中で、将来にわたり安心して活躍できる職種として介護職のイメージアップを図ることが業界のテーマとなっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①介護サービス提供事業者では求人を出してもほとんど応募がない。	⇒介護職員の処遇改善が不十分。事業所も経営的に人件費を上げられない。 ⇒介護のイメージが悪い(仕事がきつい) ⇒全職種に占める割合は多くないが何とか事業は維持できる人材がある。 ⇒人材不足・経営赤字に悩む事業所が多い。 ⇒労働人口全体が圧縮する時代にあって更に介護人材を増やすこと自体が難題。	⇒介護職員が安心して自信を持って仕事ができる環境が作られている。(子育て世代でも休みが取りやすく定時に帰宅できるなど。) ⇒専業主婦や仕事をしていない若年層など短時間労働も活用する。 ⇒ロボット化・AI化が進み職員の負担が軽減する。 ⇒外国人労働者の採用も消極的にならないこと。 ⇒介護の世話にならない。(軽度の人が増え)保険料が低下している。 ⇒介護職場に明るさが増えた。
②介護職員の離職率は比較的高く、若年層の定着が弱い。(職員の高齢化)	⇒介護の現場では、ワークライフバランスを意識した職場づくりが進められているが、夜間勤務や交代勤務に困難を示す職員が増えている。	⇒高校大学の長期の休みは、実習ではなくアルバイトとして受け入れる。 ⇒メディアを使った前向きなイメージアップを図る。(インカムを使用している姿を見た学生が恰好よかったという学生がいた。) ⇒求人プロモーションは、若い介護職員が担当する。
③学生の実習受け入れが少ない。将来介護の仕事を目指す人が減っている。	⇒小中学校の職場体験やボランティア学習は定期的に受け入れているが次につながらない。 ⇒子どもたちにとって、福祉や介護の仕事が夢のある職業になっているかが問われる。	⇒高校大学の長期の休みは、実習ではなくアルバイトとして受け入れる。 ⇒メディアを使った前向きなイメージアップを図る。(インカムを使用している姿を見た学生が恰好よかったという学生がいた。) ⇒求人プロモーションは、若い介護職員が担当する。
④地域での介護予防や支え合いの活動を行うためのサポーターが少ない。	⇒町や社協では、支え合いの担い手養成講座を開いて、支える側の人材育成を図りたいという思いはあるが、受講希望が弱いという課題がある。	⇒ほのぼのサロン、生活支援サービス、居場所運営を支える人たちを育成するための支え合いの担い手研修はシリーズ企画で開催する。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課・教育総務課)・学校・社会福祉法人(連絡会)・介護事業所等
<p>(実施方法)</p> <p>◇介護人材の問題を解決するためには、「介護のイメージアップ」と「処遇の改善」が必要とされます。まずは、町と一体となった人材養成を本格的に実施していくことが将来の安心につながります。地元の若者が、福祉・介護の分野に関心を持ってもらうためのイベント開催や企画作りを進めるための対策委員会なども考えられます。</p> <p>◇在宅で家族の介護をしてきた方が介護現場の即戦力として再就職できるような仕組みが必要です。(経験者優遇=在宅介護も含むなど)</p> <p>◇生活支援サービスをつくるための支え合いの担い手養成は、地域支え合い推進員を中心に毎年開催していきます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所・施設	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	<b>ボランティア</b>

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>2 地域福祉活動の担い手の育成</b>
<p>社協では、ボランティアに関する支援を行っていますが、新たにボランティアをしてみたいといった問い合わせ等はほとんどないのが現状です。現に活動している方の高齢化が進み、今後、地域の福祉活動を推進していくためのボランティア育成が必要となっています。ボランティアに対する意識の醸成やきっかけづくり、さらにはスキルアップを目的とした講座の開催などを通し、地域福祉活動の担い手がなぜ必要なのか、また、ボランティアの意義を発信していきます。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①ボランティアの必要性を町民が認識していないのでは。(地域柄、消極的な方が多い)	⇒ボランティア活動を行っている組織が少ない。 ⇒さりげない日常生活の中でボランティアをしている方もいる。 ⇒地域や施設にとってボランティアの方の支援力は大きいと実感している。 ⇒果たしてボランティアとはそもそも何かを問われることもある。	⇒ボランティアの必要性、重要性が浸透している。
②人や地域のためになることをしたいと思っているが、どのような活動の場があるかわからない。趣味や特技を活かせる場所を探している。	⇒ボランティア活動することが周囲から変わり者と見られると気にしている人も存在する。 ⇒災害以外の日常のボランティアをしたいという方向けの情報不足している。 ⇒社協へのボランティア登録制度の意味がなくなっている。	⇒社協にセンター機能を作り情報収集やマッチング機能を高める。 ⇒ボランティア同士のネットワークが広がり、協議会等の組織化も検討される。
③退職して時間ができたのだが、ボランティアをはじめるときっかけがない。どのように始めたらよいかかわからない。	⇒65才～70才の方でも就労の時代となりボランティアの担い手の育成は課題となっている。 ⇒ボランティアセンターがないため、相談機関がわからない状態。	⇒高齢者の生きがいづくりとしてボランティア活動が活発になり高齢者が生き生きしている。 ⇒ボランティア入門講座の受講によってきっかけづくりの機会が増えている。
④子供たちがボランティアと関わる機会が少なくなっている。	⇒地区の公民館や学校教育での活動が中心となっている。	⇒夏休みボランティア体験が各関係機関の協働により実現している。

<b>実施主体</b>	社協・福祉活動団体・福祉施設・教育委員会・ボランティア・飯豊少年自然の家
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域活動の担い手として、アクティブシニアの参加を推進していくために、活動の入り口となる入門講座を町や社協が中心となりながら開催します。</p> <p>◇子供たちがボランティア活動に関わる機会として、夏休み期間中等に体験型のボランティアイベントを開催します。既存のボランティア実践者や福祉施設の協力を得て多様なプログラムを作成します。</p> <p>◇体験型のプログラムを通して、受け入れ側の態勢づくりについてもしっかりとウハウを築きます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	<b>小・中学生</b>	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>3 福祉教育の推進と充実</b>
--------------------	---------------------

町内の小学校を対象とした福祉教育の実践は、現在「おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」が主なもので高齢者(祖父母)への理解や相手を思いやる「福祉の心」を育てています。地域福祉を推進していくためには、思いやりの心をもって助け合うという子どもの頃からの意識づけが重要であり、教育やふれあい活動、体験学習を通じて福祉への理解と関心を深められるよう取り組むことが重要です。小学生に限らず、あらゆる年齢層の福祉教育の推進が求められています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①世帯分離や核家族が増え、家庭内での福祉教育ができていない家庭が増えてきているように感じる。思いやりの心を持って助けあうことを教えなくては。	⇒子どもたちと祖父母や地域の高齢者とのふれあいの場が少なくなっている。 ⇒大人が高齢者や弱者をいたわる姿を見せていない。 ⇒学校教育の中で福祉への理解が進まない。	⇒家庭や地域の中で高齢者や弱者をいたわる姿をみて育ち、子どもたちが思いやりをもって人に接することができる。 ⇒福祉教育は、子どもたちの自己肯定感を高めるツールであることを教育機関と福祉が共有できている。
②障がい者の理解を広げるため、点字などの学習は聞かれるが、障がい者の発表などを聞く機会があればより有効では。	⇒地域の障がい者や高齢者と触れ合う機会がなかなか少ない。	⇒児童生徒の社会福祉施設での交流の機会が増えている。
③地域や企業で活用できる福祉教育のプログラムがあると良い。	⇒「高齢者」「アイマスク」「車いす」の疑似体験が中心となっている。	⇒「手話」の体験プログラムを考案している。
④祖父母への絵手紙コンテストを続けてほしい。	⇒絵手紙コンテストは、全児童が応募する夏休み課題の定番となり、家族の絆づくりに一役かっている。 ⇒単身高齢者の増加傾向もあり、地域共生が大きな課題になっている。	⇒絵手紙コンテストだけでなく、様々な場面で福祉を意識したイベントが開催される。(地区文化祭で福祉体験発表、福祉映画鑑賞等)

<b>実施主体</b>	社協・福祉活動団体・福祉施設・教育委員会(小中校)・高校・ボランティア
-------------	-------------------------------------

(実施方法)

◇町内すべての小学校で福祉体験学習を実施できるように、各学校に対して事業説明を行います。また、学習のねらいを達成できるように効果的なプログラムを提案します。

◇おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテストは、全児童からの応募をキープできるようにこれまで通り実施します。

◇福祉教育をより広域で推進していくために、新たに地域講師として当事者や住民の参画、専門職の協力が得られるように協議していきます。

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	<b>災害被災者</b>	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	<b>集落(地域)</b>	転入者・外国人	企業・商店	<b>ボランティア</b>

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>4 避難困難者及び災害ボランティアへの支援</b>
<p>災害時において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握及び個別支援計画の必要性が叫ばれています。また、災害に強い地域づくりに向けて、地域特性に応じた防災・減災活動に住民が積極的に関わることに加え、災害時におけるボランティアセンターの役割も年々変化するとともに、進化が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①災害時において、住民の円滑な避難の確保を図るため、支援を要する方々(避難行動要支援者)を平時時から住民が把握できていない。	⇒避難行動要支援者名簿が作成されているが、必要な個人情報の利用及び支援体制の構築に課題がある。 ⇒災害発生時の名簿の提供先等について、地域と連携が図られていない。	⇒避難行動要支援者への支援対策や「個別支援計画」が整備されている。 ⇒災害の際、誰でも駆け込める施設を決めサインを掲示する。
②障がいのある人が地域の防災訓練に参加できるような支援や環境作りがいつまでも改善できない。	⇒地域ごと自主防災訓練を行っているが不参加の方は毎年同じ状況である。	⇒避難に困難がある方が積極的に訓練に参加できる環境になっている。
③住宅環境の変化により広報車等の声やサイレンが聞こえづらい。	⇒災害用の防災ラジオは配布、設置されたが日々の注意啓発情報は届かない住民もいる。	⇒防災ラジオの使用方法がしっかりマスターされ、非常時の情報がみんなに行き渡るようになっている。
④被災した場合まずどうすべきか住民一人ひとりが考えているかが問題。	⇒避難場所が分かっているも自力で行動できるか、誰か助けてくれるか等、はっきりわからない。 ⇒結局行政頼みになっている。	⇒緊急メールの随時送信及び防災ラジオによる情報発信などにより住民への連絡が適切に行われている。
⑤地元が被災した時に災害ボランティアセンターはしっかり機能するかが心配。	⇒社協ではボランティアセンターの設置運営マニュアルが策定されているが、しっかりした訓練が行われていない。 ⇒町では福祉避難所として「美の里」「ひめさゆり荘」「福祉の里めざみ」を指定しているが受け入れ訓練はこれから。	⇒災害発生時、ボランティアの受け入れ訓練及び要介護状態の避難所運営訓練を実施する。 ⇒被災地となった場合に外部のボランティアを受け入れ、支援を受けるための受援力を高めておく。 ⇒社協が設置する災害ボランティアセンターの運営をサポートできる機関とのネットワークづくりを進める。

<b>実施主体</b>	町(総務課・健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇災害時に「避難行動要支援者名簿」を有効活用するためには、町関係機関内及び町と地域の避難支援等関係者との間で名簿の活用体制を構築しておくことが最も重要であるため、しっかりした情報共有ができるようにします。</p> <p>◇社会福祉施設の防災訓練が効果的に行われるように、施設と消防署等との連携強化を図ります。</p> <p>◇災害ボランティアセンターは、社協が責任をもって立ち上げられるものであるが、様々な関係機関の協力のもと設置できるよう顔の見える関係づくりを大切にしていきます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	<b>高齢者全般</b>	<b>要介護・支援</b>	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	<b>サロン参加者</b>
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>5 介護予防の取り組みの推進</b>
<p>本町では、らくらく筋トレ教室やサロン活動の推進等によって、介護予防の取り組みについて強化を進めてきました。今後は、高齢者だけでなく中高年からの介護予防や健康維持への意識醸成について積極的に取り組み、介護のお世話にならない層を増やしていくことが重要です。また、誰もが地域で安心して生活できるよう家族や支援者を含め、みんなで気軽に集まれる「認知症カフェ」や「地域の居場所」づくりが進められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①介護予防に対して意識が低い人も多い。周知がまだ必要。	⇒60歳代から楽しみながら、筋トレ教室に参加している方が増えている。 ⇒仕事が忙しくなかなか介護予防に気が向かない男性が多い。	⇒らくらく筋トレ教室の利用が促進され、介護のお世話になる方(要介護認定率)が低下している。
②集落の問題や地理的な条件が整わないため、サロンの開設が難しい地域がある。	⇒ほのぼのサロン17拠点、いきいきサロン17拠点、ゆうゆうクラブ5拠点が高齢者の閉じこもり防止と地域の介護予防を支えている。 ⇒いきいき百歳体操の取り組みも推進しており、現在21か所で活動している。 ⇒地域の居場所が町内2ヶ所、温泉サロンが1ヶ所開設し、サロン空白地域の高齢者の通いの場となっている。	⇒サロン、いきいき百歳体操に取り組む集落数が維持され、参加者も減っていない。 ⇒地域の居場所や老人クラブ活動で介護予防の取り組みが積極的に取り入れられている。
③移動手段がないために、ほのぼのサロンなどの通いの場に参加できない人も出ている。	⇒ほほえみカーの活用や地元メンバーの送迎により対応してきたが、参加者の高齢化と担い手の不足によりフォローしきれない状態が見られている。	⇒助け合いの移送や介護予防活動に参加する方のための新たな送迎サービスが確立されている。
④要支援認定者の多くは、生活機能は維持されているが、総合事業の受け皿がないため、従来型通所介護と同じく併用型のサービスを受けるしかない状態。	⇒通所型サービスAが、社協内で提供できるようになっている。(2020年1月から)	⇒要支援者の割合が一定数を占めているため、要支援者向けのミニデイサービスなどが充実している。 ⇒運動機能を向上させることを目的とした短期間集中型の新たなプログラム提供が行われている。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇介護予防は、「要介護認定につながらないための予防」と「要支援から要介護に移行しないための予防」との二つの策が存在するが、前者については、らくらく筋トレ教室の利用者増を中心に事業の周知に力を入れていきます。</p> <p>◇高齢者にとって、集まりの場、通いの場があることが介護予防として最も有効なものといえるため、それらの資源を作り、また存続できるよう町や社協がしっかりと支援していきます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	<b>高齢者全般</b>	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	<b>サロン参加者</b>
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>6 高齢者のこころと体の健康増進</b>
<p>高齢者のしあわせは、ひとえに長生きというわけではなく、平均寿命を延ばすことを目標として健康づくりの催しや取り組みが展開されています。生活習慣病が増加している中で、生活の質を重視し、長くなった寿命を「心身に障害のない期間」として、健康で自立して暮らすことができること、すなわち「健康な長寿」を実現していくための取り組みは益々重要な課題です。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①健康診断をしっかり受けていない人が心配。家族が医療機関からの呼び出しがあっても応じない。	⇒現在も将来も「健康・病気について」不安に思っている人が多い。 ⇒町の特健康診査の受診率は高まっている。(30年度=57.2%)	⇒生活習慣病予防のための勉強会などが定期的開催され、健康に対する意識が高まっている。 ⇒高齢者の長期入院を抑制するデータが蓄積されている。
②運動能力が低下しないよう自らスポーツで汗をかいたり、トレーニングしたりすることが苦手な人がある。	⇒グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボールが人気。 ⇒山登り、ウォーキング、筋トレが60歳代に増えている。	⇒地域スポーツクラブ「キララ」への参加、関心が高まる。 ⇒グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボール等の競技人口が増える。 ⇒地区単位で高齢者の趣味、スポーツのクラブやサークルが立ち上がる。(スポーツ盛年団)
③疎外感を感じやすくなるのか、老年期に入って社交性を欠くなどメンタルの面で心配される仲間がいる。	⇒会社を退職し、地域生活に移行した時に、うつ状態になるなど高齢期のメンタルヘルスにつまずいている人もいる。 ⇒老人クラブへの入会も拒否、集落行事やサロンにも参加しない、高齢者の引きこもりも珍しくない。	⇒老人クラブや地域の公民館活動が活発化され、高齢者が元気に社会参加する社会が保たれている。 ⇒高齢期のメンタルヘルスに着目した講習会が定期的開催される。
④男性の一人暮らしなどは、食事の支度が面倒で1日2食という方も見られている。	⇒独居や高齢者世帯になると、食事が単調になり、買い物や調理がおっくうになる、食事の回数が減る、といった特徴が確実にみられている。 ⇒栄養バランスが崩れがちな方に対してサポートしてくれる専門職が少ない。	⇒町の保健師、栄養士による食生活指導が見直される。 ⇒食生活改善推進員や栄養士会の会員等の活躍が一層高まる。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課)、社協、老人クラブ、地域スポーツクラブ、サロン等
<p>(実施方法)</p> <p>◇町民の健康づくりを推進する機関として、総合型地域スポーツクラブ「キララ」もあるため、高齢者も積極的に参画し、子供たちとの交流を通じた運動の場を実現することを理想とします。</p> <p>◇高齢になると体力や身体能力が低下するなどの変化が見られ、気持ちの落ち込みなど精神的に不安定になる人も多いため、共通する趣味やスポーツを通して誰かとつながり活動することが求められるため、地域にシニアのクラブチーム・サークル活動の立ち上げや老人クラブ活動を活性化するための取り組みを行います。</p>	

## 2

# 地域に助け合いを増やす・信頼と満足のある福祉を築く

困りごとを早期に発見したり、困っている人と支援できる人をつなぐような仕組みを地域につくりたいものです。また、同じ思いの人同士をつなげたり、情報を上手につなぐことで地域福祉の取り組みが、より一層進化していきます。

社会福祉協議会は、地域福祉を高めていく基盤として、日ごろからのつきあいの中で信頼関係を築きあげられるような機運づくりを行います。

### <一人ひとりの役割>

- ・近隣の一人暮らしの世帯などに安否確認の声掛けや話し相手になる。
- ・困ったときに気軽に相談できる人をつくるよう心掛ける。相談機関を把握する。
- ・いつもと違う気になることがあれば、声をかけあう。

### <地域の役割>

- ・高齢者世帯や障がい者世帯などを地域全体で見守る。
- ・日常生活の中で、変化や気づきがあれば民生委員や関係機関につなぐ。
- ・地域の力だけでは解決できないことは、社会福祉協議会などに相談する。

### <関係団体の役割>

- ・団体として取り組めること、協力できる福祉活動（地域貢献）について考える。



問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	7 地域によるアクションプランの推進
<p>地域が抱える福祉課題は様々です。それぞれの地域の実情に応じて住民が主体的に情報を共有し、課題解決に向けて取り組みを始めることが地域共生社会の実現のためには必要不可欠です。日常の中で、声掛けや助け合いなど身近な範囲の中で趣味や生きがい、ひいては悩みまでを共有しあいともに支え合う関係作りから着手していくことが望まれます。地域を元気にするためのアクションプランづくりを支援していくことは福祉分野でも大きな課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①座談会や集りを設けても集まる人は少ない。協力的な人は限定される。	⇒各家庭に印刷物が沢山届けられるが内容を理解しているとは限らない。	⇒高齢者が増える中で言葉で伝える事をプラスして情報の共有に努めたい。
②集まりの呼びかけ人だけでなく、活動そのものが面倒である。	⇒地域に関心が少ない。 ⇒提案もなければ、批判や不満もないという方が多い。	⇒住んでいる地域を大切にするといった愛着心が若い世代に育っている。
③地域の中で様々な行事が無くなってきている。	⇒一時的な理由で消滅したイベントがある。 ⇒準備する人、片づける人、集まる人が少ないので「ヤハハエロ」なども縮小しているところがある。	⇒誰にとっても楽しみや役割がある地域。 ⇒無くなった行事の復活も見られている。
④自分が困っているときにどんな助けをしてほしいか、また、困っている人にどんな手助けができるか考えることもない。	⇒国では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動きが本格化している。 ⇒社協が実施する「集落ワークショップ」で、それらの話し合いを行っている。	⇒他人事になりがちな福祉の問題を誰もが意識できるようなセミナーが増えている。 ⇒地域の中で「ありがとう(おしょうしな)」の言葉が増えていること。

実施主体	住民、自治会、社協、福祉活動団体、福祉施設、ボランティア
<p>(実施方法)</p> <p>◇集落ワークショップなどの開催を通じて、住民が自分たちの地域の現状や福祉課題について共通認識を持つための場づくりを進め、地域を元気にする方策や地域が抱える課題解決のプロセスを整理するなどのアクションプランづくりを行政、社協が支援します。</p> <p>◇地域で行う具体的な福祉活動及びアクションプランの実行、実現にむけて、施設や関係機関団体との連携を図るため地域福祉コーディネーターがそのつなぎ役として活躍します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	<b>要介護・支援</b>	単身・高齢者のみ	<b>介護者・家族</b>
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	<b>介護事業所</b>	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>8 家族介護者への支援</b>
<p>本町では、在宅介護者の支援施策として居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の全部又は一部が助成される「在宅介護支援事業」により経済的負担の軽減が図れています。また、家族介護者のリフレッシュを目的とした「リフレッシュ券」の進呈や家族介護教室の定期開催を継続的に行なっていますが、介護者のニーズの変化等によって今後求められる支援のあり方が問われています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①居宅サービスを受けるまでの手続きが分からない方が多い。	⇒在宅から居宅サービス利用につなげるまでご家族の悩みや迷いがある。	⇒介護保険事業の前後の部分の窓口を広げる。
②施設入所を希望しているが制度要件を理由に在宅で介護するしかない。	⇒家族構成から居宅サービスだけでは、支え切れないケースもある。 ⇒施設入所の希望が増えている。	⇒在宅介護の支援施策が充実している。
③精神的に追い詰められて本人や家族にあたってしまうことがしばしば。	⇒家族介護者のためのリフレッシュ事業として、温泉入浴と食事のパック券が進呈されている。	⇒介護者の精神的負担軽減のための取り組みがはじまる。(保健師の巡回等)
④介護離職したのは後悔していないが、在宅介護がこんなにお金がかかると思っていなかった。	⇒在宅介護支援事業として、居宅サービス利用者は負担金の一部助成を受けることができる。	⇒職場環境として介護休暇、休業制度を堂々と利用できる社会になっている。
⑤家族介護教室が開催されているのはわかるが、日程が合わず参加できない。	⇒年間6回の家族介護教室が定着している。 ⇒曜日をずらすなど参加できるように工夫されているが1回あたり10名足らずの参加にとどまっている。	⇒家族介護教室に参加できない人に対して、通信等を使った情報提供ができるようになる。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇家族介護者の負担軽減措置は以前より充実しているといえるが不十分なところもある。介護者のニーズに沿った支援が構築されるように関係機関と研究していく必要があります。</p> <p>◇居宅サービスの基盤整備が在宅介護を応援していくうえで欠かせないため、介護事業所の健全経営に向けた支援対策を強化します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	<b>集落(地域)</b>	転入者・外国人	<b>企業・商店</b>	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>9 地域福祉を支える財源の確保</b>
<p>住民が主体となって行われるこのような活動の財源は、補助金や寄付金などで構成されていますが、町社協では地域住民から自主財源となる会員会費のご協力をいただいております。そのほか、共同募金を活用した財源確保の取り組みが中心となり、近年、新しい寄付の形として、自動販売機やキャラクター資材を活用した募金活動も広がっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①社会福祉のために寄付したい場合、どこにしたら良いかわからない。	⇒町や社会福祉協議会に相談することが多い。社協では使途目的ごとに基金があるので寄付者の思いに応じて寄付できるようになっている。 ⇒赤い羽根共同募金などは金額によっては、表彰制度がしっかりしている。(500万円以上紺綬褒章、100万円以上厚生労働大臣表彰)	⇒町民が寄付しやすい仕組みがわかりやすく広報されていること。 ⇒寄付者が満足感を得られる福祉が身近に感じられること。
②NPO、福祉団体が活動を行う上で助成を受けられるものがあれば教えてほしい。	⇒町社会福祉協議会ホームページの民間助成金情報に全国版をリンク掲載している。 ⇒共同募金として、事業の立ち上げに際し申請できるものが存在するほか、「テーマ型募金」が新たにスタートしている。	⇒社会福祉協議会に気軽に相談することができる。
③寄付すると税の優遇措置が得られると聞いたが、手続きや計算が面倒くさい。	⇒社会福祉法人への寄付は優遇措置が受けられる。 ⇒町社会福祉協議会ホームページの民間助成金情報に、リンク掲載しているものがあるが、複雑で分かりにくい。	⇒福祉に対する税の優遇措置についてみんなが知っている。
④福祉イベントの参加費やサービスの多くは無料や低料金が多いのでは。受益者負担が妥当では。	⇒飲食を伴うものは、相当額の負担が多い。 ⇒福祉サービスそのものが“思い”だけで行われている場合が多い。	⇒低所得の方も含まれるようなものは、協力金を募るなどの工夫がある。 ⇒単独世帯の見守りなどは遠方家族に有料のサービスとして提案することもある。
⑤地域福祉のためにチャリティゴルフ大会等のイベントを開催したいと思っているがどこに相談したらよいかかわからない。	⇒災害復興のためのチャリティが多い。 ⇒企業協賛の冠をつけた大会開催は比較的多い。(〇〇杯)	⇒地域の福祉を推進するためのチャリティ行事が増えている。

<b>実施主体</b>	社会福祉法人、商工会、共同募金委員会、学校、企業、住民等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会において、地域福祉のための財源確保を目的に住民会費をお願いする制度があり、今後、世帯数の減少などによって減収が予測されるものの、基準の引き上げではなく、寄付の呼びかけを中心に対応します。</p> <p>◇赤い羽根共同募金が地域で福祉活動を行う人のための支えとなるよう普及宣伝を一層強化します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	<b>単身・高齢者のみ</b>	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	<b>集落(地域)</b>	転入者・外国人	企業・商店	<b>ボランティア</b>

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>10 共助・公助による地域除雪の取り組み推進</b>
<p>高齢者世帯の冬期間の暮らしにおいて、除雪ができない等の福祉課題は、当該世帯の増加と共に年々深刻化しております。町では、公助による助成費の支給制度のほか、業者手配の支援、更には高齢者世帯を対象とした宅道除雪を実施しています。また、各地区ごとに結成される除雪隊活動への支援も充実している。今後、それらの取り組みを補完する仕組み作りや「自助」を支える環境作りなど、新たな地域での助け合いが必要といえます。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①除雪機が購入できない。無いと恥ずかしい。	⇒除雪機購入の補助制度はない。 ⇒近隣同士が共同して購入している事例も聞かれる。	⇒除雪機がなくても近隣同士がシェアできる仕組みが見られている。
②福祉的な相談も含め通報できる「雪対策専門ダイヤル(仮)」が必要。休みの日も対応してほしい。コーディネートしてくれる人がいない。	⇒倒壊の恐れがあるのに気づかない高齢者の住居もある。 ⇒施設から一時的に崩壊の危険がある住居に戻るケースもある。	⇒除雪にかかわる相談窓口が統一されていないことが解消されている。 ⇒地域の実情に応じ、身近なところで相談できる相手がいる。
③若者の除雪作業に対する意識が弱い。	⇒多世代同居家族の多くは、高齢者が除雪係になっている。 ⇒若い世代は除雪体験の機会がない。 ⇒中部地区では地域の高齢者宅の除雪を親子で体験する行事がある。	⇒若者を対象とした除雪道場的な体験の場が広がる。 ⇒地域に除雪を通じた交流の場が存在する。
④家族で除雪できる人がいない。除雪を依頼したいが、業者に支払うお金がない。	⇒病気や障がいを含め自分たちで除雪ができない方に対する支援について、主に民生委員が対応している。 ⇒高齢、障がい者世帯に対して町の施策として業者手配及び費用助成制度がある。	⇒危険を伴う屋根の雪下ろしなどを業者に依頼しやすくなるような仕組みがある。 ⇒高齢者世帯などは、近隣の親族などのサポートが入るように促しを続ける。
⑤既存の住民主体のボランティア除雪では間に合わないときがある。	⇒高齢者の日常生活を支える生活支援サービスの開発が地域ごとに進められている。 ⇒除雪隊が結成されている地域がほとんどであるが、担い手不足も聞かれている。	⇒除雪ボランティアの担い手養成講座が開かれている。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課・地域整備課・企画課)・集落支援員・社協等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域住民による助け合いの除雪支援が効果的に行えるように新たなサービスの開発について研究を続けます。</p> <p>◇高齢者世帯などの除雪に関する不安や悩みが解消できるように相談支援体制の確立とコーディネート等の支援を高めていきます。</p> <p>◇若者の除雪離れ(親任せ)を回避するため、除雪体験のイベント開催を地域ごとに実施します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	<b>単身・高齢者のみ</b>	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	<b>サロン参加者</b>
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>11 単身高齢者等を対象とした支援の拡充</b>
<p>単身高齢者に対する支援施策を進めるべく、65歳以上の方全てを対象とする必要性があるかの問題があります。また、頻繁に家族や友人から訪問を受ける方や比較的近所に家族や親戚が暮らしている場合も多いため、当該世帯に対する見守り支援のあり方については一律的な対応ではなく、個別に必要な対応が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①単身高齢者のための会食サービスの参加者だけでなく事業を支えるボランティアの高齢化が見られる。	⇒会食サービスは、現在、食改、婦人会、民生委員の方等が調理ボランティアとして協力している。 ⇒送迎問題もあり1回あたりの参加は、実質15人前後となっている。 ⇒単身高齢者の全てに会食サービス事業の趣旨が伝わっておらず、参加しやすい内容への見直しが必要とされている。 ⇒参加者が固定しているため新しく参加する方が遠慮してしまう。	⇒地域の資源を活用しながら、会食サービスを公民館単位等で開催していく。(子ども達との交流、料理講習会とのコラボも) ⇒外食の機会を増やすため例えばケアハウス等の食堂などで格安のランチ提供など。 ⇒デイサービス送迎以外の時間帯において送迎車を活用した買い物支援を導入させる。 ⇒男性の一人暮らしに対し、料理や栄養助言を指導する新たな訪問型のサービスができる。
②特に食事を作るのが大変である。	⇒配食サービス(業者提供)を利用している人もいる。	
③単身高齢者であっても、周囲とつながりが深く、必ずしも支援の対象としない方も存在する。(65歳になったからといって高齢者扱いをしてほしくないという人も)	⇒単身高齢者が必ずしも孤立、つながりが薄いとは限らないため一律的な単身高齢者支援には問題がある。(実質一人暮らしとしてカウントするのに問題がある) ⇒民生委員や近隣住民等による見守り支援が十分な世帯とそうでない世帯が存在する。 ⇒単身者に限った問題でもないが仕事中心の人間関係から退職後地域の輪にうまく入っていけない人もいる。 ⇒65歳以上でも現役で働いていたり生きがいを持っていて活動している人が多い。 ⇒常に外部へ発信できる人と引きこもってしまうタイプの人がいる中で一律に考えるのは難しいのが現状。	⇒年齢に関係なく、やりたい人がやりたいことを実現できている。 ⇒元気な高齢者が弱者の見守りを行っている。 ⇒地域巡回型の見守り、支援の在り方について、個々に応じて支援が注がれる。 ⇒単身当事者同士で支援し合える仕組みがある。 ⇒行政と地域が一体化した支援が充実し住みやすくなった。
④緊急時の不安が大きい。	⇒町の事業として新しい緊急通報装置(警備会社委託)の設置が行われている。	⇒民生委員だけでなく、地域の人が気にしてくれる体制ができてきている。
⑤近くに家族がいても面倒を見られない。	⇒家族関係が悪い場合、近くに親族が住んでいたとしても関わりを持たないことがある。	⇒近隣家族が少しでも支援できる環境をつくる。(働きかけ) ⇒世帯の状況によっては有料で見守ってもらうシステムが出来ている。
⑥単身者は増えるばかり、単身にならないための予防的支援や取り組みも必要。	⇒個別の対応は必要であるが、自助の意識向上が必要なケースもある。	⇒一人暮らしの親を呼び寄せた家族への報奨制度を検討する。 ⇒一人暮らしの共同生活も検討。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課等)・社協・不動産業者・公民館(まちづくりセンター)住民等
<p>(実施方法)</p> <p>◇単身高齢者の世帯数は、増加傾向にあるが、周囲との関係が著しくない世帯については、しっかりと見守り支援が必要といえます。これまで、一律機械的に一覧化してきた支援対象の枠からはみ出る世帯はあっても、個別の状況に沿った福祉のかかわりに転換していきます。</p> <p>◇会食サービスは、全町開催から地区別開催方式への移行を進め、単身世帯に限らない高齢者の食の交流を目指します。</p> <p>◇男性の単身高齢者等に、料理や栄養指導する新たな訪問型サービスを総合事業の一環として構築します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	<b>単身・高齢者のみ</b>	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	<b>低所得者</b>	<b>生活保護世帯</b>	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>12 高齢者等における適切な「住」の確保</b>
--------------------	-----------------------------

団塊の世代が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係るサービスの拡充が求められています。年金のみの生活で家族からの援助がない世帯において、住宅のリフォームは、極めて困難であり、老朽化に伴い転居するケースも少なくない状況です。自立した高齢者が町内で暮らしを維持できるように有料老人ホームへの入所、公営住宅への転居に伴う保証人要件の配慮も考えられる時代となっています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①金銭面を考えると少し不安があっても自宅で頑張るしかない。自力での生活維持には限界がある。	⇒各期間においても倒壊の危険がある住宅がある。 ⇒昔ながらの家が多く高齢者が生活するには厳しい環境。 ⇒リフォーム資金が無く、お金も借りられない。 ⇒核家族が問題視されている。	⇒住み慣れた住居で、出来るだけ住み続けられるよう高齢者世帯の住宅改修にも対応できるように生活福祉資金貸付制度の要件を緩和する。 ⇒介護保険制度における住宅改修が効果的に活用されている。
②障がいを持つ子の親は親無きあとの住まいや日常生活を危惧している。	⇒家族等のパートナーがいなくなった後も地域生活が可能とするための相談機能がまだまだ不足している。	⇒成年後見、未成年後見の早期活用を促しながら、住まいの安心が確保されている。
③グループホーム(ケア付)又は生活支援ハウスなどの機能を有する施設の整備を望むこともある。	⇒共同生活を推進すべきとの声もあるが、特に単身世帯は共同生活が難しい。 ⇒有料老人ホームのニーズも高まっているが、低所得にとっては負担が大きい。	⇒住宅が老朽化し生命の維持に支障をきたすような場合の受け皿として少ない負担で入居できる高齢者ホームの整備が整備又は検討されている。 ⇒既存の入所施設等の空き部屋を活用した住まい提供が実現又は検討されている。
④公営住宅への入所を検討しているが保証人になってもらえる人が見つからない。	⇒町営住宅であれば原則的に保証人は必須要件となっている。 ⇒民間賃貸は不動産情報が入手しづらい。	⇒民法改正により保証人要件が緩和されている。(令和2年4月) ⇒高齢者世帯は優先的に一階に入居できるなどの配慮がある。

<b>実施主体</b>	町(地域整備課・健康福祉課)・ケアハウス・社協・不動産業者等
-------------	--------------------------------

(実施方法)

◇高齢や住まいの老朽化を機に転出するようなケースを増加させないように、住まいの確保は行政のリードと民間福祉の連帯のもと充実させます。

◇既存の高齢者施設の目的転用などの利活用も検討しながら、出来るだけ自立した生活が営める環境をつくります。

◇低所得の世帯に対する資金の貸し付けや町営住宅への優先入居などの配慮を促進させます。

## 3 魅力的な福祉をつくる・安心できる暮らし

### を追求する

地域では住民による自主的な福祉活動が展開されていますが、実施にあたって地域住民の協力をいかに得るか、他団体との連携をいかに図っていくかは難しいものです。

社会福祉協議会は、住民同士をつなぐための交流会や情報交換会の開催、各種団体が横のつながりを広げるためのネットワーク構築や調整などを行います。

#### <一人ひとりの役割>

- ・ 地域には様々な人がいることを知り福祉への理解を深める。
- ・ 年齢を気にせず、誘い合って様々なイベントに参加する。
- ・ 活動の楽しさや喜び体験、活動の必要性をみんなに伝える。

#### <地域の役割>

- ・ 役員だけでなく、なるべく多くの住民が参加できる機会を設ける。
- ・ 集会所や集まりやすい場を活用し、世代間交流ができる集いの場をつくる。
- ・ 地域の活動や行事を回覧などで周知する。



<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>13 総合的な相談支援体制の充実</b>
<p>住民が抱える多様な生活課題を受け止め、支援につなげるための相談体制を充実させるために、地域福祉推進委員等によるネットワークや関係機関、民生委員等と社協が連携・連動し、包括的、重層的な相談支援活動を行うとともに、相談援助に携わる職員の能力や専門性を高めていくことも課題のひとつです。どのような困りにも、地域の相談機関がチームとなり一丸となって解決に結びつけていくために部門間の連携体制を強化します。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
① 困ったことがあっても自らSOSを発信できない、不得意な方が多い。	⇒自分で相談機関にいけない人、困りに気づいていない人に対して寄り添い方の相談支援が目ざされている。 ⇒家族や周囲の方が気づき、つなげるといふ動きが地域社会の中で弱まっている。	⇒相談員が地域を巡回するようなシステムが作り出される。(アウトリーチ) ⇒専門機関は、支援終了後も、伴奏型で支援し続けながら、困難を予防できるような関係性を維持する。
② 相談機関がわかりづらい。どこに行ったらよいかわからない。たらい回しにされる。	⇒高齢、障がい、子育て、生活困窮等それぞれ相談機関が違っている。 ⇒担当以外は、他の相談窓口や日程がわからない場合が多い。 ⇒病気や障がいのある児童のケースなど福祉と教育の部門で連携が取れていない。 ⇒社協心配ごと相談から専門機関へつなぐことが多い。	⇒相談の入り口としてメール等による予約対応が可能になる。 ⇒ライフステージサポート委員会(仮称)を組織し、住民の相談を丸ごとワンストップで受け止められる体制ができています。 ⇒相談日程が一目でわかるホームページ・チラシがある。
③ 仕事をしているため平日の時間帯は日程があわない。	⇒全県を対象とした相談会も含めて平日・日中の時間帯の設定が基本的に多い。 ⇒弁護士相談は人気がある。	⇒年に数回夜間の相談日が設定されている。
④ 障がいがあり外出できないために、出前で相談してほしい。	⇒障がいがある方のための相談ガイドブックもあるが、変わっている制度も多い。 ⇒電話で相談を受ける場合でも、担当者がいないときが多い。	⇒出張相談に対応できる体制ができています。 ⇒日常的な暮らしの相談窓口が身近なところに設置されていること。

<b>実施主体</b>	町(住民課)・司法書士・弁護士・社協・公民館等
<p>(実施方法)</p> <p>◇新たにライフステージサポート委員会(仮称)を町と社協が一体となって組織し、高齢、障がい、児童教育、生活困窮など住民の多様な相談を丸ごとワンストップで受け止められる体制づくりを進め、解決に向けた支援に加え、初期相談、アセスメント、関係機関の連絡調整などの総合機能を持たせます。</p> <p>◇地区公民館等が基盤となって、地域包括支援センターや社協と連携して、課題発見、つなぎなどの窓口的な役割をつくります。また、地域包括支援センターの専門職を増員することにより総合相談支援体制の強化を検討します。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	<b>要介護・支援</b>	単身・高齢者のみ	<b>介護者・家族</b>
	障害児者全般	<b>知的障がい</b>	身体障がい	<b>精神障がい</b>	<b>その他障がい</b>
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>14 成年後見ニーズへの適切な対応</b>
--------------------	--------------------------

社会福祉協議会における相談内容や家族介護者への支援を通じ、住民や関係機関からの成年後見制度に関する問い合わせが増加しています。近隣では、社会福祉協議会として法人後見に取り組む例も見られている一方、近隣市町が広域的に取り組む構想も出てきています。住民の不利益にならないように、しっかりと対応できる体制づくりを進めていく時期にあります。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①施設入居中に保証人(身元引受人)が亡くなってしまったというケースが多い。	⇒長期施設への入所になると、身内との関係が疎遠になっている場合は、実際は施設任せしている。	⇒本人の不利益となることがないよう高齢者だけでなく、障がい者の権利擁護が充実している。
②成年後見制度の内容がわからない、どこに相談したらよいかわからない。	⇒地域包括支援センターや社会福祉協議会で利用支援の相談を行っている。	⇒新たな中核機関の設置及び地域のネットワークが担うべき機能の整備普及が進む。
③親族後見として求められる書類作成が困難。	⇒親族が後見人となるケースもあるが、高齢になると報告書の作成が困難。 ⇒後見人の変更も考えられる。	⇒相談、申し立てから利用中の支援まで、トータル的にサポートしてくれる機関窓口が明確になっている。 ⇒社会福祉協議会などが法人として後見事業を権利擁護に積極的にかかわっている。
④後見人を見つける前に申し立てる人(親族)が見つかせない。手続きが難しい。(事務量が多い、専門家に依頼する場合、申し立て費用がかかる)	⇒飯豊町成年後見制度における町長申し立てに係る制度は存在するが、活用例は少ない。	
⑤障がい者の借金問題、消費者被害が一部では問題になっている。	⇒知的障がい、精神障がいにより騙されやすかったり、ギャンブル依存により債務整理を要するケースも存在する。	⇒各種関係機関が連携し、予防的な支援が整っている。
⑥低所得のため後見人(専門家)に報酬が支払えない。	⇒それらの方々の権利擁護を支援するため近隣自治体では、後見人報酬の費用助成制度をもっている。	⇒本町にもそれらの助成が制度化されていること。

<b>実施主体</b>	社協、町(地域包括支援センター)、ケアマネジャー、弁護士、社会福祉士等
<b>(実施方法)</b>	
<p>◇誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、地域包括支援センター及び社会福祉協議会が中心となり、権利擁護事業の推進を図ります。</p> <p>◇置賜定住自立圏「福祉」ワーキンググループによる検討に参画しながら、成年後見制度の利用促進を進めます。</p> <p>◇社会福祉協議会では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家とネットワークを築きながら法人後見を積極的に進めます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	<b>要介護・支援</b>	単身・高齢者のみ	<b>介護者・家族</b>
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	<b>介護事業所</b>	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>15 認知症予防の強化及び早期発見</b>
<p>認知症患者の増加が今後も見込まれる中で、認知症の人やその家族を支え、認知症になっても安心して生活ができる地域社会の実現に向け、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策を推進することが必要です。本町でも、介護予防推進の重点項目として、認知症サポーター養成等を通し、認知症の理解づくりを進めていますが、今後一層の予防、早期発見が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①認知症への適切な対応や理解ができていない。	⇒理解がなかったり適切な対応ができなかった為に対策が遅れる場合もある。 ⇒認知症サポーター養成講座はピークが過ぎた感じ。	⇒個々の興味・趣味を大切にするために農園プログラムなど企画のバリエーションを増やすなどの取り組みが施設がにできる。 ⇒認知症を理解し家族を含めサポートする体制づくりが進展している。
②認知症予防の場を提供しても参加してほしい人に参加してもらえない。	⇒町や社会福祉法人等が協力し、通いの場や認知症カフェ等を企画開催している。	⇒町民の理解が進み認知症を家族だけでなく地域で見守る社会になっている。 ⇒認知症カフェなどが、家族と一緒に出向き楽しめる場があること。
③家族が認知症になったとき、家族の協力がなかなか得られない。	⇒介護保険サービスを受けるなどで対応する。 ⇒介護休暇が取れるような職場環境は少ない。	
④徘徊や問題行動が出てくると家族は大変。	⇒地域包括支援センターと警察署等がネットワーク共有を図っている。 ⇒介護施設への入所が基本となっている。	⇒当該世帯に防犯カメラ、緊急アラーム装置の設置ができるように公的支援も含めて検討する。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課)、介護事業所、学校、企業、社協、サロン等
<p>(実施方法)</p> <p>◇認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援者となるべく「認知症サポーター養成講座」の普及啓発の目玉として、町内小・中学校の授業等での導入を目指します。</p> <p>◇社協や関係機関は、老人クラブ活動やサロンの講座などを通じて認知症の予防に関する学習の場づくりを行います。</p> <p>◇本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある高齢者について、早期診断及び、早期治療適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を関係機関が連携して行います。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	<b>低所得者</b>	<b>生活保護世帯</b>	長期療養者	<b>ひきこもりの人</b>
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>16 生活困窮者への早期介入</b>
<p>生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年4月から自立相談支援機関による相談窓口が町社協に設置されています。来所する人は、健康、障がい、家族関係など多様な複合的な課題を抱えている場合が多く、頼る人もいないため、社会的に孤立しているケースが少なくありません。生活困窮者の支援として、近年アウトリーチによる早期把握、他機関連携による包括的支援が重要と言われており、ひきこもりなどへの介入が大きな課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①個人のプライバシーにどこまで触れていいかわからないことがある。	⇒地域の民生委員任せの傾向が強く、個人的にはあまり他者のプライバシーに関わらないように気を遣う風潮がある。	⇒支援が必要な人を地域で特別視するのではなく、地域社会への参加を促しながら、様々な問題が発生した時に早期発見できる体制がある。
②どこに相談したらよいかわからない人がいる。	⇒チラシは社協に備え置き。専門職の間では、生活困窮者支援の窓口が社協にあることは知っている。	⇒チラシを地区回覧や町内店舗備え置き。
③周囲は心配しているが、本人に困っている自覚が無い。また、困窮状態が複雑化した状態で相談につながる場合が多い。	⇒困っていないため、相談に繋がらない。家族や本人に医療や介護の問題が表面化し、はじめて支援機関につながるケースが多い。	⇒早期把握のためのネットワークが強化され、複雑化した状態へ移行するケースが減少する。
④高齢者や障がい者など困窮状態にある方にとって、就労(体験)の場が無いに等しい。	⇒一般就労が長続きしないケースが多発している。 ⇒障がい者雇用、シニア求人も極めて少ない。	⇒就労体験及びトレーニング機関として、社会福祉施設や公的機関の協力体制ができている。 ⇒大規模農家との連携も考えられる。

<b>実施主体</b>	県(置賜総合支庁)、町(健康福祉課)、社協、商工会、教育委員会等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地区の様々な集まりの場に出向き、事業を周知するとともに、民児協定例会での事業周知を行います。</p> <p>◇一人一人の事情に応じた就労の場の創設を行うために、町内企業や福祉施設等への事業の周知と就労の場の開拓を前に進めます。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	<b>障害児者全般</b>	知的障がい	身体障がい	<b>精神障がい</b>	<b>その他障がい</b>
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	<b>企業・商店</b>	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>17 障がいのある方にとって暮らしやすい環境づくりの推進</b>
--------------------	-------------------------------------

「飯豊町障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」が、平成29年12月に施行され、町の役割、町民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消を推進する体制づくりが進められています。障がい当事者だけでなく、その家族等に寄り添いながら、共生社会の実現に向けた施策の充実、合理的な配慮の提供に努めていくことが重要となっています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①障がい者や家族が利用できるサービスや相談窓口などの身近な情報が入らない。	⇒元々制度自体がわかりにくい。相談窓口として町の健康福祉課を紹介するケースが多いが、場所が分かりにくい。(社協に間違ってくる場合も多い)	⇒障がい者が利用できる制度をまとめたガイドブックの更新を行い、障がい者だけでなく、全世帯に配布する。 ⇒バリアフリーマップづくりが関係機関協働により行われ、町内に備え置き。
②精神障がいや発達障がいなどはまだまだ一般の人に理解されていないのでは。	⇒障がいを理解していないために誤った対応をしていることがある。職場や学校でも変わっている人・大変な子と思われがち。 ⇒合理的な配慮についての理解が乏しい。	⇒発達障がいに関する知識の伝達は、小さい子を持つ親に早い段階から行われている。 ⇒環境によって適応できる問題も多いことを周囲が理解できている。
③障がい者の遺族や相続する人がいない。残された家、土地などの処分に困る。	⇒不便な点はあるがとりあえず、本人が動けるうちはそのままの生活になっている。	⇒成年後見制度の利用につながっている。
④在宅で生活していて日中活動の場がない。家族の負担も大きいので積極的に働きかけ少しでも地域で活動できる場が必要。(障がい者の引きこもり防止等)	⇒就労支援事業所に適応できない場合の他の受け皿がなかなか見つからない。 ⇒障がい者雇用枠が少ないこともあるが、中間的就労の場が求められる。	⇒福祉事業所でんでの活動を軸として、障がい者が活躍できる社会が、飯豊町に増えている。 ⇒一般企業での障がい者枠での就労も良いが、障がい者自身の起業を支援する体制があること。
⑤在宅で生活する重度障がい者が利用できるショートステイなどが必要。置賜圏内でも少なく利用が難しい。	⇒人材不足などにより土日の受け入れをストップした事業所もある。 ⇒新たに介護保険と障害福祉サービスを併用して行う共生型サービスが法制化。	⇒介護保険施設での受け入れが制度上可能となっているが、マンパワー不足、人材育成が伴わないという問題をクリアする。
⑥障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例の主旨が理解されているのかが疑問。	⇒町では、普及啓発に取り組んでいるが、まいち浸透しない。(限ったことではない)	⇒誰もが様々な障がいを理解し個性を活かした共生社会が実現されている。

<b>実施主体</b>	障がい者施設、社協、町(健康福祉課)、障がい当事者団体等
-------------	------------------------------

(実施方法)

◇障がい福祉分野で近年、手帳を所持していない障がいのある方、疑われる方に対する支援というものが地域福祉では重要視されています。特に、発達の問題を抱える方々に対して、地域社会や教育現場、職場の理解づくりを進めるとが最優先課題となります。

◇障がいのある方の就労の場、活躍の場づくりについては、都市部から比べると弱いところがあるため、福祉関係機関等が連携し障がい者の収入向上にむけた取り組みについて、まだまだ議論を深めていく必要があります。

◇障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例の普及促進により、共生するための情報発信の方法を提案し合い、差別につながる素因の解消に繋げていくことを大切にしていきます。

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	18 交通弱者等に対する「移動支援」の充実
<p>高齢者等のくらしの足の確保の問題が全国的に高まっています。本町では、デマンドタクシーが平成17年度より運行開始しており、交通弱者の移動を支えているように思われますが、運行範囲の制限、予約ができない、運行時間や車両が合わないなど利用困難者の声も聞かれ、一方では、住民主体のボランティアによる移動サービスも注目を浴びています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①デマンド交通の予約が難しい。	⇒電話だけでなく、FAX・WEB予約にも対応している。	⇒単身高齢者、認知症、難聴の方に対し、身近な地域における代行予約ボランティアを確立する。
②身体的な障がいにより一般車両、乗合車両は利用できない。障がい者移動支援事業の拡大を求める。	⇒社協が福祉有償運送事業を行っているが、人的な問題で利用制限中。 ⇒町では福祉タクシー券の交付を行っている(申請必要)	⇒福祉有償運送の運行台数が増える。(公的支援の検討が必要) ⇒障害福祉サービスの一環として提供できる事業所を調整する。
③免許返納するか迷っている。又は、返納後の移動が心配。	⇒免許返納制度の周知(飯豊町/デマンド交通回数券16,000円分進呈) ※レアケースとして、住所が他市町のまま入居されている方は、無料回数券交付の対象外。	⇒免許返納制度の充実を図る。(交通安全施策運動) ⇒市町村間で連携し返納後のサービス共有など高齢者が返納しやすい環境を整備する。
④デマンド交通が運行時間との調整がつかず、待ち時間があるため利用ににくい。(人工透析患者等)土日の運行もお願いしたい。	⇒予約受付時間は午後4時まで。 ⇒利用者の数が少ないため便を増やすことは現実的に難しい。 ⇒タクシーへのつなぎ。 ⇒人工透析患者の通院費用の助成制度(所得要件あり)	⇒住民主体の移送サービスとして身近に運転をお願い出来る仕組みがある。 ⇒移送ボランティアに対する支援が行われる。 ⇒デマンド交通の仕組みが改善される。(ボランティアによる添乗)
⑤デマンド交通が車や免許を持たない方や子育て世代が活用したい時に簡単に使えるようなシステムだとよい。	⇒若い人や母親世代がデマンド交通の存在をあまり知らない。	⇒デマンド交通が、スポーツ少年団や習い事などに通う小中学生が利用しやすいように改良され、自家用車を持たない母親が子どもと一緒に子育て支援センター等の利用ができるように工夫する。 ⇒WEB(インターネット)予約受付が増加し24時間対応可能となる。
⑥デマンド交通は、重要施策として県内でも先行実施した経過あり、経費は増すばかりでも高齢者等のくらしの足を守るために継続してほしい。	⇒問題、課題も多くあるが改善を加えながら運行に努力されている。(評価されている)	⇒町の持ち出し経費は増しても利用者本位の運行が住民と一体となって実施されている。
⑦家族が入院や入所しているため毎日のように病院、施設を往復する方に対する交通費助成を検討してほしい。	⇒デマンド交通は回数券の販売あり(10回分料金で1回分無料券付)	⇒家族介護者支援の一環として、割引制度等の検討が加えられる。

実施主体	社協・ボランティア・町(健康福祉課・住民課)
<p>(実施方法)</p> <p>◇住民主体のボランティア移送の担い手育成については、事例提供を中心に行う。デマンド交通の予約が難しい人、運行エリア外に通院する人などを支える資源として、立ち上げ支援は社協の地域支え合い推進員が行います。</p> <p>◇デマンド交通は、交通弱者対策の「要」として、時代ニーズに沿った改良、改善が必要であり、一人で乗り降りできない人の暮らしの足が確保されない場合は、乗降介助ボランティアの添乗などを検討します。</p> <p>◇本町の交通支援施策の充実に向けて社会福祉協議会と関係機関等が連携し、利用者本位の制度への見直し並びに制度化を町に要望します。</p>	

# 4

## 不安や困難を予防する・しあわせを繋ぐ

単独世帯や障がいのある人、生活困窮者などはより関係性が薄いと言われています。地域の中で住民の抱えている課題を早期に発見し、対応していくためには顔が見える関係づくりが大切です。

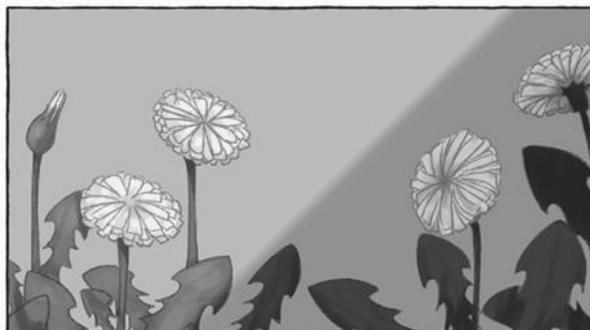
社会福祉協議会は、生活の不安やリスクが高い人たちと日常的につながりながら予防的な支援を続けていきます。

### <一人ひとりの役割>

- ・近所の人とは「あいさつ」を欠かさない。
- ・悩み事は、ひとりで悩まず誰かに相談する。
- ・小さいころから色々な世代と交流する。

### <地域の役割>

- ・注意が必要なことは、早めにわかりやすく伝える。
- ・冬期間も集まりを作り、外出と交流機会をつくる。



<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	<b>単身・高齢者のみ</b>	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい		精神障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	<b>一人親家族</b>	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	<b>長期療養者</b>	ひきこもりの人
	介護事業所	<b>集落(地域)</b>	<b>転入者・外国人</b>	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>19 地域での孤立を見逃さない仕組み作り</b>
<p>現在、飯豊町では様々な手法での見守り支援が行われています。単身高齢者を対象としたヘルパーの訪問頻度は、月2回(隔週)、訪問の無い週は電話でお元気コールを行っています。日常的な見守りとは言えません。また、特に見守りの対象となっていない場合でも、急変や急病などは誰もが抱える不安です。今後は、地域全体で高齢者や子どもを見守る仕組みが必要であり、隣近所の声掛けや住民同士のつながりを大切に「自発的」かつ「さり気ない」取り組みが求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①一人親家族は隣近所とのつながりが特にない。	⇒コミュニケーションがとれない保護者は社会から孤立していることが多く頼れる人がいない。 ⇒隣近所であっても中々家庭内の事までは声掛けしづらい点がある。また、就労などで情報が入らない。	⇒常に隣近所との声掛けができており親が病気や急な用事が入った時に近所の人が子どもを預かってくれる社会になっている。
②近所づきあいや挨拶が苦手等により孤立している世帯が存在する。何か起きていないか心配。ご近所でも生活の様子がわからない方がいる。	⇒民生委員児童委員等や地域包括支援センター、子育て支援センター、訪問介護員中心の見守り。	⇒ご近所同士でのあいさつがしっかりできている。 ⇒集落単位で、気になる世帯があったら直ぐに、地域福祉推進委員(部落長等)に連絡が行くようになっていく。
③見守る人の負担が大きい。民生委員頼みの意識が高い。	⇒郵便局や民間業者も巻き込んだ単身高齢者への見守り体制ができている。 ⇒老人クラブなどの団体でも友愛活動として声掛けの活動が定着している。	⇒常日頃の隣近所の関わりがスムーズにできる支援として、地区別に「福祉マップ」の作成などの取り組みがある。 ⇒聴覚が弱いなどの世帯に対し民生委員等が玄関先での安否確認を容易に行うための呼出し装置が設置されている。
④地域で支えるべきですがどこまで介入してよいかわからない。見守りや訪問を嫌がる人への対応が難しい。	⇒若い年代でひきこもり状態になっている方の情報が乏しい。 ⇒専門機関へのつながりが少しずつ行われてきている。(地域包括支援センター、子育て支援室等)	⇒高齢者の孤立だけでなく、若者のひきこもりの問題が少しずつほぐれ始めている。 ⇒若者の居場所サークルの活動ができている。

<b>実施主体</b>	自治会、社協、福祉団体、福祉施設、商工会、民生委員児童委員等
<p>(実施方法)</p> <p>◇町民の見守りに関する意識や近所づきあいの実態を把握することに加え、近隣関係の意識を高めるためのアンケート調査を実施します。結果をもとに、日常的に無理なく取り組める範囲で見守りの意識づけを推進します。</p> <p>◇広報などを活用して、近所づきあいやさりげない見守りの大切さを啓発します。また、ステッカー等の啓発グッズを検討し、協力者や協力団体に配布し活動を可視化します。</p> <p>◇見守り活動によって課題が発見されたり生活の変化に気づいたときに、速やかに相談窓口につながる仕組みを作ります。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	20 虐待の防止と支援体制の確立
<p>児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等により、市町村は虐待等に対する通報・相談先として位置付けられているため、本町でも各分野での虐待防止ネットワークの強化が図られています。</p> <p>児童、配偶者、障がい児・者、高齢者への虐待のほか家庭内暴力等の問題について地域住民や関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた方やその家族の適切な保護・支援体制の確立が課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①保護者の養育力が低下している事に合わせて地域の中の支援力が低くなっている。	⇒子育ての問題として、思うように子どもが動かないと手をあげてみたり大声を出したりする親が増えている。 ⇒夫婦ケンカも面前DVにあたるため警察等から連絡件数が増えている。	⇒妊娠期から両親が「親」になる事の心構えや役割について理解し楽しんで子育てできる社会。 ⇒健康福祉課、子育て支援室、みらい館等の関係機関が連携し、どの窓口で相談を受けても情報共有し支援する体制ができています。
②児童、障がい児・者、高齢者などすべての虐待は見えない部分である。	⇒プライバシーの問題もあり他人の生活にむやみに介入できない部分がある。 ⇒DVなどは法律の中で、被害者保護の措置はあるものの、噂話などで居場所が分かってしまうことも聞かれる。	⇒平素からの巡回、見守り体制の確立、身内の方が関わる体制がある。 ⇒県内関係機関の連携強化など広域で被虐待者の安全を確保する仕組みがある。
③被虐待者を保護しても虐待者と完全に引き離すのが難しい。		
④「いじめ」の問題は大小問わず聞かれる。	⇒「いじめ」について危機意識が弱いところがある。 ⇒教育現場では防止対策などが強化されている。	⇒いじめ被害を相談できる機関窓口が学校以外にあること。 ⇒自殺防止のための取り組み強化が保健・福祉・医療・教育・労働等関係機関との連携のもとに図られている。
⑤育児や介護のストレスが引き金となることも。当事者は困ってもどこに相談すべきか知らないのが問題。	⇒孤立している保護者(特にひとり親家庭)では相談窓口がわからず困っている人がいた。 ⇒民生委員児童委員としても当該世帯との関わりを築くために訪問するが出逢えない。	⇒孤立を作らないためのネットワークづくりを更に広める。 ⇒電話相談窓口の紹介などが様々な場面で行われている。

実施主体	警察、町(健康福祉課・教育総務課)、民生委員児童委員、人権擁護委員等
------	------------------------------------

(実施方法)	<p>◇町が社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。</p> <p>◇地域住民に対して、虐待が見られる場合は、その疑いも含め早期に専門機関に通報する意識づけを行います。</p> <p>◇虐待を引き起こさないために、気軽に相談できる窓口の周知、住民同士の関係づくりを更に進めていきます。</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	<b>子育て世帯</b>	<b>乳幼児</b>	<b>小・中学生</b>	<b>一人親家族</b>	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>21 こども・子育て家庭への福祉的支援の展開</b>
<p>地域の子どもたち、子育て世帯が抱える問題は、外部から見えにくいなど複雑多岐にわたる場合もあります。「貧困」だけでなく、「孤立」などストレスを抱えながら子育てをすることは、子どもの健全な成長に影響を与える場合があります。子どもたちが集まって交流出来たり、高齢者からさまざまな知恵を吸収できる場面づくり、さらには、子どもを中心とした食のサービスなどに期待感が高まっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
① 食事や衛生面で気になる子どもがいる。	⇒朝食を食べて来なかったり、汚れた服を着て登園する子どもが見受けられる。 ⇒保育園等では家庭との連携に力を入れている。	⇒各戸訪問型による育児支援サービスの充実が図られている。 ⇒民生委員児童委員と連携した見守り活動、こども食堂等が展開されている。
② 働くことが優先される社会、違和感を感じる。	⇒仕事の関係上親子の時間がとれない家庭が多い。 ⇒NPOほっとによる預かりサービスが有難い。 ⇒ワークライフバランスの実現が職場づくりのテーマになっている。 ⇒延長保育の取り組みが充実している。	⇒育児休暇制度が抵抗感なく取得できる社会(職場環境)になっている。 ⇒就労だけでなく急な保護者の傷病、入院等のため一時的に預かってくれるところが身近にできている。
③ 子育ての悩みを相談できる場所、仲間がいない。	⇒育児サークルとして「キッズワールド」の活動がある。 ⇒こどもみらい館が子育て支援センターに隣接している。	⇒地域の中で子どもから高齢者までが集まれる機会を定期的に設け子どもたちが地域から生きる力を学ぶ場が出来ている。
④ 障がいの疑いがある幼児、児童への適切な関わり方について学ぶ機会がない。	⇒発達の問題は幼少期からの気づきが大切といわれるが気づくのが難しい。 ⇒障がいがある人もない人も合理的配慮について学ぶ機会がない。	⇒関係機関、業種間で連携し、早期に必要な支援がスタートできる体制が築かれている。 ⇒発達の問題、関わり方について周囲の理解を高めること。
⑤ 子どもの健全な育成に不安がある。	⇒子どもの貧困が社会問題になっている。 ⇒地域の方々や高齢者との関わりが少なくなっている。 ⇒核家族化が進展している。	⇒子育てのコミュニティ分野に高齢者をプラスすることにより重層的にプラスに働いている。

<b>実施主体</b>	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇保護者の育児ストレスケアや親同士の交流の場として育児サークルの活動を支援しながら、地域におけるネットワークづくりを進めていきます。</p> <p>◇インターネットやテレビゲームなどの間接体験や疑似体験を制限しながら、人と人との関わり、自然とのふれあい、社会とのつながりを直接体験する場を町やNPO等を中心に実施します。</p> <p>◇こども食堂の開催について、朝食提供型や多世代交流型などニーズに応じた企画を関係機関がコラボして行います。</p>	

<b>問題当事者</b> (課題対象分類)	<b>住民全般</b>	<b>高齢者全般</b>	<b>要介護・支援</b>	<b>単身・高齢者のみ</b>	<b>介護者・家族</b>
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

<b>強化項目(施策・事業)</b>	<b>22 消費者被害の防止・事故防止の強化</b>
<p>消費生活に関する被害の背景には、行政機関等による様々な注意喚起の情報が高齢者自身に届いていなかったり、悪質事業者が次々と新たな手口で勧誘を行っていることなどが考えられます。悪質商法の被害の当事者が被害に遭っているという認識を有していないケースや、様々な手口により何度も被害に遭ってしまう事案も現に確認されています。交通事故防止をはじめ山菜採りの事故も含め高齢者の暮らしの安心、安全を守る取り組みが重要です。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①詐欺に対し警戒心に欠けている。自分は大丈夫だと過信する人が被害にあっている。(新しい手口を知らない)	⇒消費生活センターの出前講座をサロンなどで活用し学習している。 ⇒自宅に録音機能や被害防止機能を付属した固定電話を設置するなど、警察署でも被害対策、注意喚起を徹底している。	⇒家族、地域全体で悪質業者に対する対策ができています。 ⇒日中一人になる高齢者は留守番電話に設定するなどの意識が高まる。 ⇒悪質電話対策として録音機能を設置するための補助がでる。
②山菜採りに出かけ、帰り道がわからなくなる高齢者がいる。	⇒行政機関などでも注意を呼び掛けている。 ⇒山菜採りなどを楽しむ高齢者は依然として多い。	⇒山に入るときに注意事項を守ることが徹底される。 ⇒山岳事故、山菜採りの遭難がゼロの町を目指す。
③移動困難のため生活機能が低下した状態でも免許返納しない人がいる。	⇒高齢者の交通事故が全国的に多発しており、表面に出にくい物損事故が多い。 ⇒家族の説得に応じないパターンが珍しくない。	⇒住民主体の移動支援が町全体で普及している。 ⇒自分の能力に応じて免許を自主返納できる雰囲気や慣習が強まる。

<b>実施主体</b>	町(商工観光課・住民課)・消費生活センター・老人クラブ、サロン・社協等
<p>(実施方法)</p> <p>◇高齢者サロン、老人クラブ、地域の居場所などでの勉強会を継続して行い、被害の防止、被害の早期発見にむけた取り組みを推進します。</p> <p>◇高齢者ドライバーの事故防止対策として、注意喚起はもとより、住民主体による移動支援のサービス化、ほほえみカーの利便性向上を図り、自主返納しやすい環境をつくれます。</p>	



## 第6章 計画の推進にむけて

---

# 1

## 協働による計画の推進

地域福祉の主役は地域で暮らす住民自身です。住み慣れた地域で、支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域全体の協働が不可欠となります。

また、さまざまな福祉ニーズに対応していくためには、地域で活動する組織や団体、サービス提供事業者、ボランティアなどの持つ専門知識や経験がとても重要なものとなります。

「飯豊町地域福祉計画」と「飯豊町地域福祉活動計画」の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、自らの役割を果たしつつ、常に連携をとり、協働して計画を推進していくことが大切です。

### (1) 住民の役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的にかかわることで得られる喜びが、自己実現であり至福達成につながります。

また、住民自らが福祉サービスの「受け手」でもあり、「担い手」でもあることを認識し、地域活動に取り組むことが地域福祉を進める原動力になるため、高齢であっても、障がいがあっても気兼ねなく地域の福祉活動などに積極的に参加するよう努めます。

### (2) 地域福祉活動団体の役割

自治会等の住民自治組織やボランティア活動団体、民生委員児童委員、老人クラブなど、地域福祉活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で解決できるものは、協力し合いながら取り組むことが大切です。

また、地域で活動するさまざまな組織や団体との連携を深めながら、イベント交流や集まりを作るなど、住民が「地域福祉」に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力がのぞまれます。

### (3) 福祉サービス提供事業者の役割

福祉サービス提供事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが優先されるべき取り組みになります。

また、福祉施設などにおいては、住民が介護や福祉へ参加するための支援として、利用者とボランティアが交流できる場の提供及び福祉教育の現場として受け入れていくことが求められるだけでなく、地域福祉の交流拠点としても期待が持てます。

#### **(4) 社会福祉協議会の役割**

飯豊町社会福祉協議会は、従来の役割に加えて、介護サービス等の提供事業者となっていますが、地域福祉推進の中心的な存在として、住民と地域福祉活動団体、福祉サービス提供事業者、そして行政とのコーディネート役としての機能が強く求められます。

特に、「包括的な支援体制の構築」にむけて、協働の中核を担うものとして、社会福祉協議会に配置される地域福祉コーディネーターが本計画にも位置づけられており、第一層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の事業を受託している機関として多機関協働を意識した働きが地域福祉のためには必要不可欠です。

また、組織基盤の強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開や行政への意見具申などによって新たな施策への反映が期待されます。

#### **(5) 社会福祉法人の役割**

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。児童、高齢者、障がい者、生活困窮世帯等への様々な支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、「地域における公益的な取り組み」を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されています。

また、町内社会福祉法人の新しい連携体によって、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」に関する項目の推進や専門的な知識技能を有する組織体として「生活支援体制整備事業」への協力などが考えられます。

#### **(6) 行政の役割**

町は、町民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成やボランティア活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画のキーワードとなっている「地域共生社会の実現」に向け、現時点で次の項目に重点的に取り組みます。

## 【地域共生と地域創生】

少子高齢・人口減少社会の深刻化を見据え、「まち」の活性化と「しごと」と「ひと」の好循環により活力ある地域社会の維持をめざす地域創生の施策と「誰もが安心して暮らせる社会の実現」にむけた施策を連動させながら、「地域そのものを元気にしていく」取り組みを推進していきます。

福祉の領域だけでなく、商業、農業、工業、防犯、災害、環境、まちおこし、交通、観光を含め、人・分野・世代を超えて地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」を循環させていきながら、地域福祉の推進によって町民の生活の質が向上することで地域の活性化につなげていきます。

## 【新しい庁内体制のあり方検討】

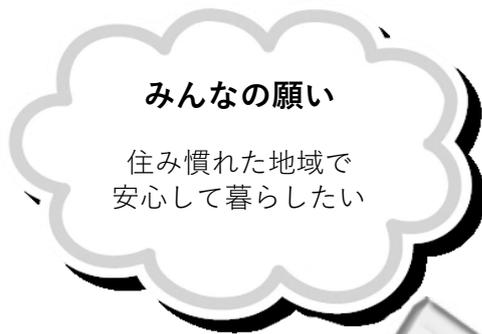
人口減少と高齢化により、「公共私」それぞれの暮らしを支える機能の低下が問題提起されている中で、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」への転換や「共・私」が人材・財源を確保できるように「公」による支援や環境整備の具体的な方法として、ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能の必要性を検討します。

### ※「プラットフォーム・ビルダー」とは

「プラットフォーム」は、ソフトウェアが動作するときの基盤（OS、環境、設定など）のことを指す。

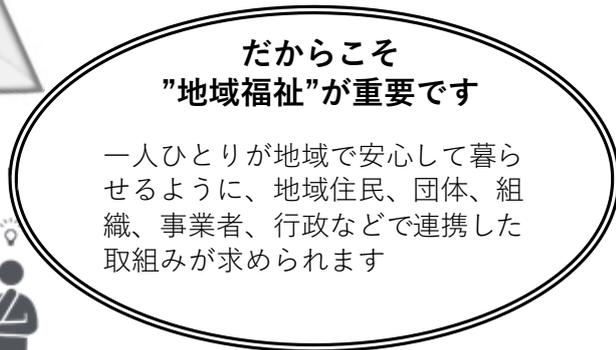
ここでいうソフトウェアとは、『我が事・丸ごと』地域共生社会を目指す施策のことであり、自治体が、プラットフォーム（基盤）ビルダー（増進させる人・モノ）となる。

# 「みんなが地域づくりに関心をもって参加できる仕組み」の考え方



いま、地域にこんな人がいます…

- ・一人暮らしで不安を感じている
- ・子育てに悩んでいる
- ・家に閉じこもっている
- ・生活に困っている
- ・災害時の避難に手助けが必要
- ・虐待を受けている

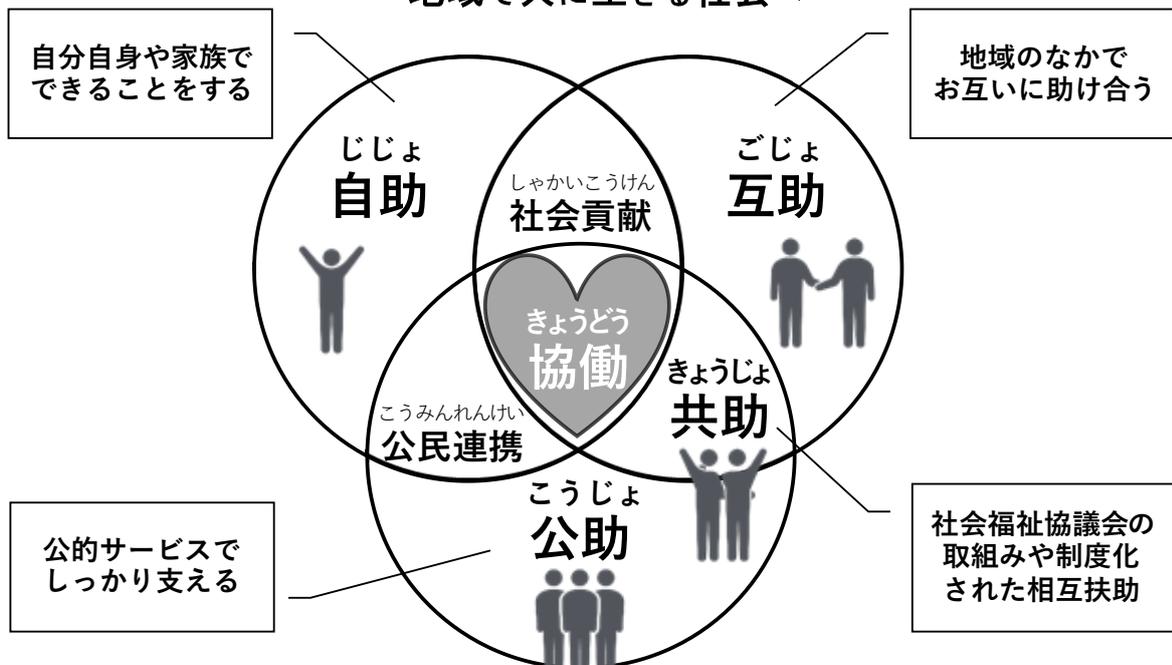


実は、地域にこんな人がいます！

- ・豊富な知識や経験を持っている！
- ・ボランティア活動に興味がある！
- ・近所のことをよく知っている！
- ・これから地域活動を始めてみたい！



## 地域で共に生きる社会へ



”お互いさま”のころをもつて助けあうことが大切です

## 2

# 計画の活かし方

### (1) 計画の普及・広報

地域福祉は、地域住民をはじめ、地域の関係団体、NPO・ボランティア、行政、社協など、地域に関係する団体・個人が、相互に連携・協働していくことが重要です。

本計画の内容については、「飯豊町広報誌」「社協広報誌」やホームページへの掲載をはじめ、さまざまな福祉事業等を通じて、広く住民に周知していきます。

また、計画にもとづき行われる住民主体の地域活動や各種団体等による取り組みについても、あわせて紹介し、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

地域住民への普及推進方法	「町広報誌」「社協広報誌」やホームページへの掲載、及び住民が集まる場を活用した説明、紹介を行い、新しい地域福祉の取り組みへの関心度を高めます。
関係機関・団体等への普及、推進方法	町議会議員、福祉関係団体の代表、民生委員児童委員等に対し計画書を配布し、ポイントとなる事項や関係が深い項目については、説明を加えながら積極的に協働を呼びかけます。

### (2) 計画の進行管理

策定した計画に沿って、「何ができて、何ができていないか」を見極めるために、地域福祉計画推進委員会(仮称)を開催し、進捗状況の評価を行います。

また、令和4年度には中間評価として、関連計画との整合や社会情勢の変化、制度の動向を踏まえた見直しを必要に応じて行います。なお、地域福祉活動計画の進捗については、飯豊町社会福祉協議会の理事会等をもって地域福祉計画推進委員会の役割を果たしていきます。

評価の項目	①計画に基づく年度内の取り組み状況 ②取り組み内容の評価 ③計画を実施する上での課題等
事業計画・予算等への反映	計画推進委員会等による評価、意見は、次年度以降の事業計画、予算措置に反映させる。

### (3) 計画の実効性を担保するための財源確保

公費財源の確保	<p>地域づくりに資する事業の一部を介護保険における地域支援事業の任意事業として実施することで財源の確保を検討する。</p> <p>また、国や山形県等のモデル事業(補助金)を積極的に受けることで地域福祉計画の推進に係る事業実施の財源に充てていきたい。</p>
民間財源や社会資源の活用・創出	<p>直接の資金として新たな民間財源の確保は困難であるが、企業・団体等の多様な主体との連携により、地域福祉の推進に資する活動に対し、人的協力や知識・資材の提供が考えられる。</p> <p>また、寄付文化の醸成について、第一次計画時より議論されているが、社会福祉協議会による共同募金を軸に理解づくりを進めます。</p>



# 資料編

---

# 1

## 計画策定組織

### (1) 飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るための飯豊町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、飯豊町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから飯豊町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 住民自治組織の代表者
- (2) 民生委員児童委員の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。

4 アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。

(委員の任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初が開催される会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者または外部の学識経験者等の出席を求め意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、飯豊町健康福祉課福祉室内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年 8月 1日から施行する。

## (2) 飯豊町地域福祉活動計画策定委員会設置要領

(目 的)

第1条 飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るために、社会福祉法第107条の規定に基づく飯豊町地域福祉計画の理念や仕組みを実現、実行するための飯豊町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が、飯豊町と一体となって地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会の委員は、飯豊町地域福祉計画策定のため飯豊町長が委嘱した者を充て、町社協会長が委嘱する。

2 委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。

3 アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。

(委員の任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員会の委員長及び副委員長は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(会 議)

第6条 会議の招集及び成立要件は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(作業部会)

第7条 委員会に、活動計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、町社協総合福祉管理室内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和元年 8月 1日から施行する。

### (3) 飯豊町地域福祉計画策定委員会・飯豊町地域福祉活動計画策定委員会

○委

員

(敬称略)

◎委員長・○副委員長

	所属機関 (選出区分)	氏名	住所	電話番号
1	飯豊町部落長等会会長	伊藤 賢一	萩生 1044	72-3024
2	飯豊町民生委員児童 委員協議会会長	(~11月30日) 菅野 誠一	中 708	72-2497
	(12月20日~)	伊藤 佐市	椿 246	72-2789
3	(社福) 飯豊町社会福祉協議会会長	◎ 伊藤 榮造	椿 3642 (法人事務所)	72-3353
4	(社福) いいで福社会施設長	二瓶 たず子	添川 3514-82 (法人事務所)	74-2011
5	(社福) 飯豊めざみの里福社会施設長	手塚 久美子	萩生 3608 番地 1	72-3900
6	(社福) すぎな会飯豊町福祉事業所でんでん施設長	○ 舟山 直志	椿 3644-2 (事業所内)	87-0886
7	特定非営利活動法人ほっと理事長	高橋 エミ	椿 2980 (事業所内)	72-3530
8	飯豊シルバーサポート会会長	後藤 信子	松原 865	74-2248
9	飯豊町婦人会会長	那須 絹子	萩生 1406	72-3271
10	飯豊町教育総務課長	安部 信弘	椿 2888 (役場庁舎内)	87-0519

### ○アドバイザー

	所属機関 (役職)	氏名	住所	電話番号
	社会福祉法人山形県社会福祉協議会地域福祉部長	植木 憲司	山形市小白川町2丁目3-31	023-622-5805

### ○事務局(策定作業部会メンバー)

	所属機関 (役職)	氏名	備考
1	飯豊町健康福祉課課長	伊藤 勝昭	
2	〃 福祉室長	渡部 賢一	
3	〃 健康医療室長	金田 正寿	
4	社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会事務局長	齋藤 隆	
5	〃 総合福祉管理室長	飯澤 成三	
6	〃 地域支え合い推進員	山口 陽子	

# 2

## 計画の策定経過

時期・期日		地域福祉計画（行政計画）	地域福祉活動計画（社協計画）
令和元年8月1日		設置要綱制定	設置要領制定
令和元年8月26日		《第1回委員会/健康福祉センター》委員10名出席 ・飯豊町の福祉を取り巻く現状について ・両計画の位置付け及び策定方針について 等	
作業部会	9月～10月	【ステップ1】	強化項目の設定について
		【ステップ2】	強化項目に対する住民の「課題・困りの声」に関する調査
		対象：策定委員、福祉関係団体、福祉活動従事者等（インタビュー等）	
		課内・庁舎内における調整及び関係者からの助言指導	
		・既存の支え合いの掘り起こしと求められる社会資源の研究 ・地域福祉活動を進めるためのネットワークづくりと圏域の考え方 ・第1次計画実行に関する自己評価、課題の洗い出し	
令和元年11月1日		《第2回委員会/健康福祉センター》委員7名出席 ・第1次計画による取り組み評価及び第2次計画策定に向けた ・骨子案の検討について ・地域福祉計画素案の提示について	
作業部会	11月～12月	モデル計画（他自治体）の情報収集 関連行政計画との整合性チェック 庁内連携に関する意見集約	集落ワークショップでの今後求められる助け合いに関する研究調査（財津堂） その他、各種会合を通じた地域福祉に関する課題の吸い上げ等
		令和元年11月29日/町内に事業所を有する社会福祉法人 ・「地域における広域的な取組み」「社会福祉法人連絡会」組織化に関する意見交換	
		【ステップ3】	強化項目ごとの「5年後のすがた」「実施方法」検討
令和元年12月20日		《第3回委員会/健康福祉センター》委員7名出席 ・作業部会が実施した調査、研究活動等に関する報告 ・第一次素案に対するご意見について 等	
作業部会	1月上旬～中旬	・計画の素案作成（まとめ・仕上げ） ・計画書のデザイン・校正に関する打合せ（1月17日） ・各関係課の施策内容の確認、意識の共有化のための会議（1月21日）	

令和2年1月24日	《第4回委員会/ 社会福祉協議会》委員7名出席 ・地域福祉に関するご意見について ・計画の普及、推進に向けて ・計画書の全体構成 等	
令和2年2月3日	役場管理職会議説明	
令和2年2月21日	《第5回委員会/ いいで旅館》委員10名出席 ・計画案の委員承認	
令和2年2月28日 ～3月10日	※パブリックコメントの募集・意見収集（ホームページ掲載）	
令和2年3月中	飯豊町議会への報告	飯豊町社会福祉協議会理事会の承認
	（計画書の印刷製本）	
公 表	（関係機関等へ計画書送付）	

※パブリックコメントの結果により計画書の見直しが必要となった場合は、第6回委員会を3月中旬に開催させていただきます。

# 3 調査研究活動の概要

## (1) 集落ワークショップの開催

調査視点： 地域の助け合いに関する集落の実態・住民の福祉に関する関心等

集落名	場所	日時	参加者数
財津堂自治会 世帯数 111 世帯 (内アパート 36) ・高齢化率 25.9%	財津堂公民館	令和元年 11 月 26 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分	20 人
		令和元年 12 月 18 日 (水) 10 時 00 分～12 時 00 分	19 人

- ◆地域高齢者らが抱える悩み、不安、思い等に対する解決の方向性
- ① 跡取りの問題が悩み。 ⇒婚活支援に関する取り組みの必要性あり。
  - ② 免許返納後の移動手段が心配。 ⇒ほほえみカーだけで大丈夫か検証深める必要あり。
  - ③ 豪雪、猛暑など災害等が怖い。 ⇒防災ラジオ活用、自主防災組織化・自治会主催防災教室。
  - ④ 病気が心配。認知症不安。 ⇒自治会単位の健康教室の開催など。
  - ⑤ 大根がうまくできない。 ⇒地元の畑の名人からアドバイス。誰かがコーディネート。
  - ⑥ 商店が少なく買い物不便。 ⇒移動販売などがあれば助かる。(宅配サービスはある)
  - ⑦ 夕方の除雪作業が大変。 ⇒地域の中で助け合いづくりが必要か。
  - ⑧ 配布物や回覧板の届けが大変。 ⇒回覧板の順番を工夫しよう。
  - ⑨ 集まりが多すぎる。忙しい。 ⇒1回の会議を有効に使おう。
  - ⑩ 若い世代との交流が少ない。 ⇒高齢者の自信と誇りを持つよう。
  - ⑪ 単身高齢者であっても福祉的な支援は要しない人もいる。⇒今後の福祉施策の展開に考慮必要。



## (2) 広げようサロンの輪サミットの開催

調査視点：高齢者の通いの場のあり方検討・支える人たちの意識 等

開催日時	令和元年11月25日(月) 14時00分～16時00分
参加者	町内ふれあいいきいきサロン活動実施団体運営担当者等 25名
内 容	<p>◆情報交換の内容</p> <p>1) サロン活動が抱える問題点の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の公民館までの送迎が必要な方に対して、メンバーでの対応が難しく参加できなくなってしまう方がいる。</li> <li>・集落はうまく統合できたが、サロン活動はうまくいかない面もある。</li> <li>・リーダーになってくれる人がいないのが困る。</li> <li>・一人暮らしなど参加してもらいたい人に参加してもらえない。</li> <li>・男性の参加者が少なく、誘い方を工夫しているがうまくいかない。</li> </ul> <p>2) 社会福祉協議会等への要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきサロン活動に対する助成金について、いきいき百歳体操と併用して行っているところもあるので、助成金のルールを整理してほしい。</li> <li>・ボードゲームとして麻雀なども人気がある。貸出しはどこかでしてもらえないか。</li> <li>・活動内容がマンネリ化しているので企画内容づくりに力を貸してほしい。</li> </ul>
	

## (3) 町内社会福祉法人による研修会及び情報交換会の開催

調査視点 地域における公益的な取り組みの充実、社会福祉法人のネットワークづくり等

開催日時	令和元年11月29日(金) 15時00分～17時00分
参加者	町内に事業所を有する社会福祉法人の代表 10名
内 容	<p>◆情報交換の内容</p> <p>1) 地域における公益的な取り組みについて理解を深め、地域の福祉ニーズを共有し合いながら社会福祉法人の責務として進めていくことを確認した。</p> <p>2) 社会福祉法人連絡会を来春立ち上げ、社会福祉法人の強み、存在感を地域に示していけるような活動を展開していく。</p>

## (4) 在宅介護者の集いの開催

調査視点：在宅で介護をしている方の悩み、要望を吸い上げる

開催日時	令和元年12月7日(土) 10時00分～12時00分
参加者	町内在宅介護者 7名 ケアマネジャー 5名
内容	<p>◆アンケート調査の内容</p> <p>1)在宅において家族介護者が抱える負担について (高い順)  1 精神的な負担 2 時間的な負担・金銭的な負担 3 肉体的な負担</p> <p>2)在宅介護に関する施策に対する意見・要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護支援事業の対象サービスについて、ショートステイに対しても対象にしてもらいたい。また、通所系のサービス利用で要介護1と2が対象とならないということは要介護3の方より負担が多いというのはなぜか、改善してほしい。</li> <li>在宅介護支援事業の負担金助成制度は大変ありがたい。ただし、2割負担の方にも支給されていることについて少し疑問がある。</li> <li>災害時はどのような対応なるのか不安が大きい。</li> <li>要介護3でも紙おむつ失禁が多いため紙おむつの支給が少しでも受けられればありがたい。また、有料老人ホームに入所している人も対象にしてほしい。</li> <li>家族介護教室に参加できないため、認知症の話など訪問指導を受けたい。</li> </ul>

## (5) 秋田県・湯沢市社会福祉協議会の先進地視察

調査視点 地域における社会福祉協議会のポジショニング・地域力強化のノウハウ獲得

開催日時	令和元年11月12日(火) 13時30分～15時00分
視察者	社会福祉協議会役職員 11名
内容	<p>◆主な視察の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者を住民と一緒に支えていくための福祉(支え合い)マップづくりが盛ん。</li> <li>地域住民が自由に交流できる通いの場、認知症カフェ、フリースペースが豊富。 ⇒場所は、空き店舗活用型、庁舎の一角などユニーク、コーヒー飲み物100円でボランティアが提供、ほぼ毎日開いている)</li> <li>かあちゃん笑店として地域拠点の「市」が好評。⇒お茶のみは1回100円協力金方式で定着。</li> <li>セブンイレブンによる車内販売は大事な資源。東北でも珍しい。売り上げは一日7～8万円、高齢者にもコンビニはうける。デイサービスセンターにも車内販売。</li> </ul>



内  
容

- ・「ライフステージ・サポート委員会(多機関連携モデル事業)」を住民の相談を受ける機関が連携し設置し(子育て支援センター、地域包括支援センター、教育相談員、障害・医療相談員等で構成)相談のスペシャルチームを作っている。  
⇒委員会の事務局は市、湯沢まると相談は18時半から21時夜間を設定。  
⇒ひきこもり、不登校の問題にも関わるためPTA会長も入り、月1回の会議を持つ。
- ・居場所サロン「りらとこ」は、ひきこもり若者、不登校生徒の受け皿になっている。⇒不登校OB、教員OB等が支援者となっている。
- ・ホームレス、DV被害者のシェルターとして、市内の温泉旅館と契約している。
- ・緊急時における日常的金銭管理等支援事業は、福祉サービス利用援助では補えないニーズを応えている。  
⇒すぐにはあずかれないという制度の狭間の問題をクリアしている。
- ・湯沢アクション問題を考える会として月1依存症の方の支援をしている。
- ・子どもを研修対象とすることで三世代揃って学ぶ場面が増えてきている。  
⇒吹奏楽部の発表会は高齢者に大人気。



飯豊町では、SDGs 未来都市の選定を受けています。SDGs をより身近に感じていただくために、本計画の基本目標に関連する目標のアイコンを掲示しています。

## 飯豊町地域福祉計画・飯豊町地域福祉活動計画

2020（令和2）年3月発行

発 行

飯豊町（編集：健康福祉課）

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

TEL 0238-72-2111（代表）FAX 0238-72-3827（代表）

飯豊町公式ホームページ <https://www.town.iide.yamagata.jp>

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（編集：総合福祉管理室）

〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3642

TEL 0238-72-3353（代表）FAX 0238-72-3532（代表）

社会福祉協議会公式ホームページ <http://iide-shakyo.jp/>

表紙・イラスト / 堀 雛奈子さん（萩生）

表紙に込めたキーワード/「地域共生社会」「人と人とのつながり」「地域にあるものすべて丸ごと」「若い世代への発信」

「福祉を身近に」「特技・才能を地域に生かす」堀さんはイラスト制作を通じ新たな地域福祉の担い手となりました。



地域福祉活動計画策定経費の一部として皆様からお寄せいただいた共同募金の配分金を使用させていただいております